

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会
審議の経過

平成17年8月25日

文化審議会著作権分科会
法制問題小委員会

目 次

はじめに	1
1. 権利制限の見直しについて	2
(1) 基本的考え方（検討の進め方）	2
(2) 特許審査手続に係る権利制限について	3
(3) 薬事行政に係る権利制限について	8
(4) 図書館関係の権利制限について	13
(5) 障害者福祉関係の権利制限について	24
(6) 学校教育関係の権利制限について	29
(7) その他	34
2. 私的録音録画補償金の見直しについて	35
(1) 現行制度	35
(2) ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	36
(3) 汎用機器・記録媒体の取扱いについて	38
(4) 政令による個別指定という方式について	39
(5) その他（私的録音録画補償金制度の課題について）	40
3. デジタル対応について	41
(1) 機器利用時・通信過程における一時的固定について	41
(2) デジタル機器の保守・修理時における一時的固定及び複製について	41
(3) 技術的保護手段の規定の見直しについて	42
4. 契約・利用について	44
(1) 著作権法と契約法の関係について（契約による著作権のオーバーライド）	44
(2) 許諾に係る利用方法及び条件の性質（第63条第2項の解釈）	44
(3) 著作権の譲渡契約の書面化について	45
(4) 一部譲渡における権利の細分化の限界（第61条第1項の解釈）	45
(5) 第61条第2項の存置の必要性について	46
(6) 未知の利用方法に係る契約について	46
5. 司法救済について	48
（いわゆる「間接侵害」規定の創設の必要性について）	
6. 裁定制度の在り方について	50
(1) 基本的な考え方	50
(2) 著作権者不明等の場合の裁定制度	50
(3) 著作物を放送する場合の裁定制度	52
(4) 商業用レコードへの録音等に関する裁定制度	53
(5) 翻訳権の7年強制許諾	54
(6) 新たな裁定制度の創設について	54

はじめに

著作権分科会では、今後優先して対応すべき著作権法上の問題を大局的・体系的な観点から抽出・整理をし、本年１月２４日に「著作権法に関する今後の検討課題」として取りまとめたところである。著作権分科会法制問題小委員会では、これらの検討課題のうち、本小委員会の委員及び関係団体から数多くの改正の要望が出され、制度と実態の乖離が見られるなどにより緊急に検討を要する課題として、「権利制限の見直し」及び「私的録音録画補償金の見直し」を取り上げ、検討を進めてきた。

また、あわせて、同小委員会のもとに、「デジタル対応ワーキングチーム」、「契約・利用ワーキングチーム」、「司法救済ワーキングチーム」の各ワーキングチームを設置し、検討を進めてきたところである。

なお、裁定制度の在り方に関しては、「著作権法に関する今後の検討課題」において、法制問題小委員会における検討に先立ち、契約・流通小委員会にて検討を行うことが適当であるとされたことを受け、契約・流通小委員会において議論が進められてきた。

このたび、本小委員会として、審議の経過を以下のようにとりまとめたので、公表することとした。広く国民から建設的な御意見を賜ることを期待するものである。いただいた御意見を踏まえ、さらに検討を進めていくこととしたい。

※ 本文中で法律名が記載されていない条文は著作権法による。

1. 権利制限の見直しについて

(1) 基本的考え方（検討の進め方）

著作権制度は文化の発展に重要な役割を果たしているが、社会における他の価値や制度との調和の上に成り立っていることを忘れてはならない。もとより著作権は、それ自体重要な価値を有する私権であり、その制限については、著作物の通常の利用を妨げず、かつ、著作者の正当な利益を不当に害しないことが前提となることはいうまでもないが、その上で、時代によって変転していく社会的必要性に応じて一定の場合に権利を制限されることは、権利者の利益と社会一般の利益との調整を図りつつ、著作権法がこれからも社会的認知を受けていくためには必要なことである。

今回、「著作権法に関する今後の検討課題」のうち、「権利制限」を課題として第一に取り上げ、検討を行うこととしたのも、著作権は他の社会的要請との調和の中で存在しているという認識に立つゆえである。一方で、真に必要な著作権保護のための制度改正を行うとともに、他方で、著作物の公正で円滑な利用を促進することにより、知的財産立国を推進することが、著作権法に関する政策を考える上で非常に重要な課題となっている。

「権利制限」としては、本小委員会の委員及び関係団体から、改正要望としてあげられた次の5点について検討を行った。

- 特許審査手続に係る権利制限について
- 薬事行政に係る権利制限について
- 図書館関係の権利制限について
- 障害者福祉関係の権利制限について
- 学校教育関係の権利制限について

（２）特許審査手続に係る権利制限について

○現行制度

著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる（第４２条）。ここにいう「裁判手続」には「行政庁の行う審判その他裁判に準ずる手続を含む」とされ（第４０条第１項）、このような準司法手続としては、例えば、特許審判、海難審判あるいは行政不服審査が含まれる。一方、「立法又は行政の目的」のために必要な場合については、「内部資料として必要」と認められる限度においてのみ複製が許容されている（第４２条）。

○問題の所在

- ① 非特許文献^{*1}を出願人に送付するための審査官による複製について
- ② 審査官からの書類提出の求めに応じるための非特許文献の出願人による複製について
- ③ 特許庁への先行技術文献（非特許文献）の提出による情報提供のための複製について
- ④ 非特許文献を出願・審査情報の一環として電子的に保存するための特許庁による複製について

「特許審判」のうち「拒絶査定不服審判」は、特許審査において特許庁（審査官）から拒絶査定を受けた出願人が、拒絶査定不服審判を請求することにより開始される、特許庁（審判官合議体）が行う審理手続である。他方、「特許審査」は、「拒絶査定不服審判」等の特許審判の前段階にあつて、特許出願における新規性・進歩性等の要件について特許庁が行う審査手続である。特許審査は、特許審判とは異なり、それ自体は「裁判に準ずる手続」ではないとされる可能性がある。そうすると、特許審査については、特許審判とは異なり、特許審査の目的のために内部資料として必要と認められる限度においてのみ、複製が許容されることとなる（第４２条）。

この特許審査において特許庁は、出願を拒絶する場合には出願人に対し事前に拒絶理由の通知を行うこととなるが（特許法第５０条）、「特許審査手続」は第４２条にいう「裁判に準ずる手続」に当たらないとされるのであれば、審査官は、審査手続の一環として位置付けられる「拒絶理由の通知」に際して、先行技術が記載された非特許文献を、出願人に送付するために、無許諾で複製を行うことはできないこととなる。そのため特許庁は、そのような非特許文献があってもその出所を出願人に明示するにとどめており、

^{*1} 非特許文献とは、特許公報に掲載など特許文献以外のすべてのものを指す。具体的には、論文、書籍、パンフレット、マニュアル、新聞等である。

こうした取扱いは、特許審査全体の的確・迅速な手続を図るうえで障害となっている。特許権は排他的独占権という強力な対世的な権利であり、的確・迅速な審査を確保することは公益上、不可欠である。このようなことから、拒絶理由の通知に際しての非特許文献の複製を認めてもらいたいとの要望がある。

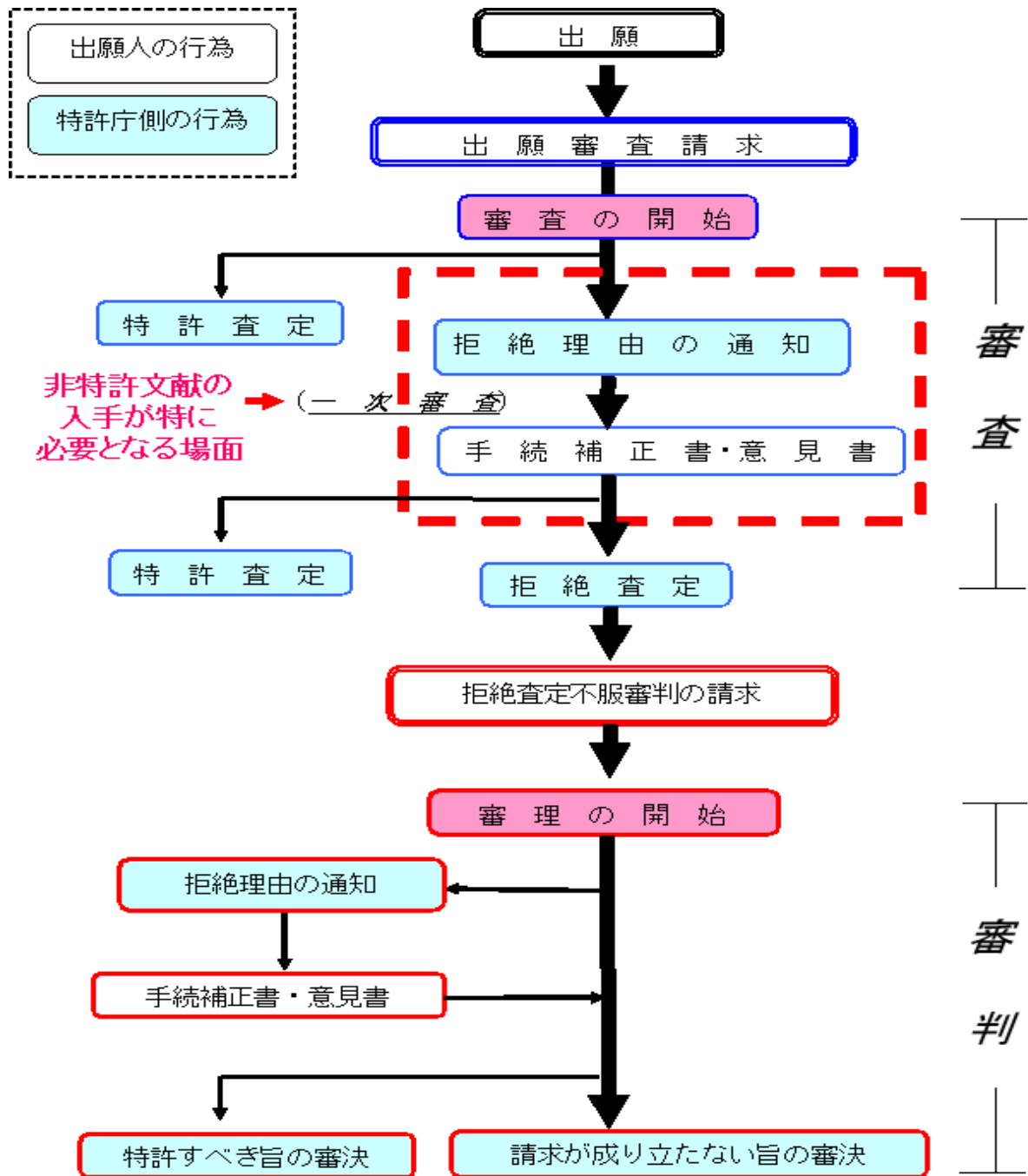
また、特許法第194条は、特許庁長官又は審査官は、当事者から必要な書類等の提出を求めることができるとしているが、この場合にも第42条の適用はないとすると、当事者は権利者の許諾なく複写することができず、そのために、的確・迅速な審査に支障を来すおそれがある。そのため、こうした複写に関しても権利制限の対象として欲しいとの要望がある。

さらに、何人も、特許庁長官に対して、先行技術文献を提出することにより、出願公開がされた特許出願につき特許性が欠けることについて情報を提供することができる（特許法施行規則第13条の2）という法制度となっているが、上記の情報を提供しようとする者が著作権者の許諾を得られないことにより、先行技術文献の特許庁への提出に支障を来し、結果的には、本来新規性・進歩性等を欠き付与されるべきでない特許の付与を招き、一般国民の利益を損なうおそれがあるという理由で、上記情報提供のための複製を認めて欲しいとの要望がある。

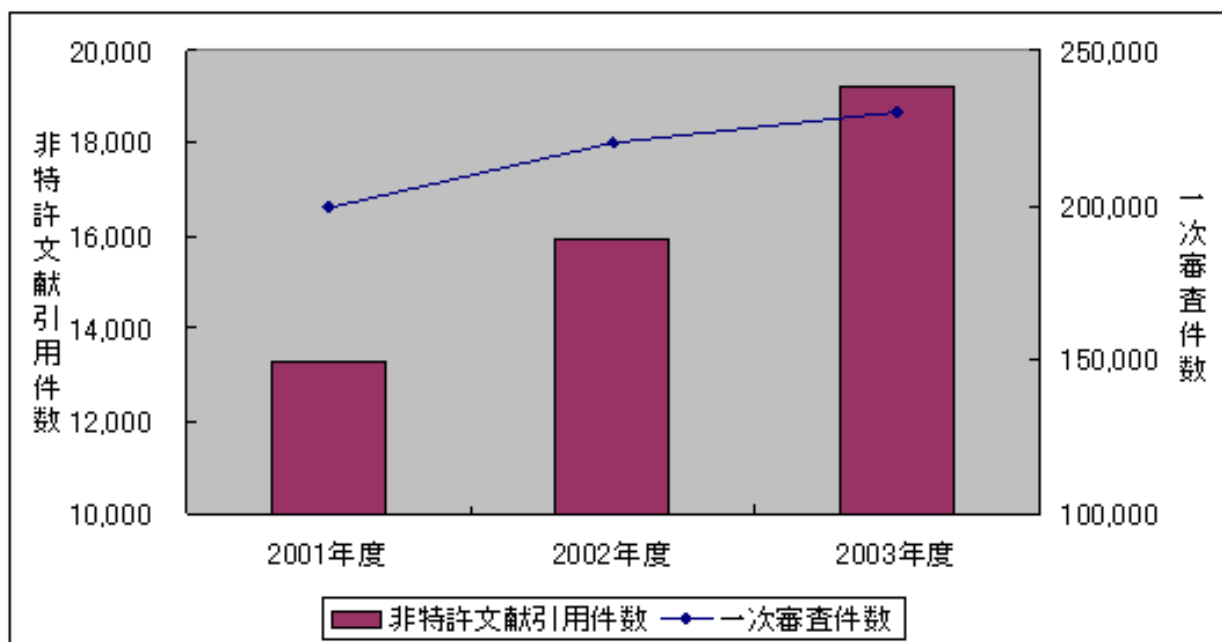
以上のほか、審査の過程で審査官が審査目的で複製した資料については、これを電子化して他の出願書類とともに保存しておけば、将来の審査・審判手続において有効に活用され、手続の迅速化に資することが期待されることから、特許庁がこうした複製を行うことを認めて欲しいとの要望がある。

なお、特許出願のみならず、意匠登録出願、商標登録出願、実用新案登録出願、及び特許協力条約に基づく国際特許出願についても、同様な手続について権利制限を認めて欲しいとの要望もある。

【特許審査手続の全体像】



【特許審査における非特許文献の利用状況】



出典：特許庁調べ

○審議の状況

- ① 非特許文献を出願人に送付するための審査官による複製について
- ② 審査官からの書類提出の求めに応じるための非特許文献の出願人による複製について
- ③ 特許庁への先行技術文献（非特許文献）の提出による情報提供のための複製について
- ④ 非特許文献を出願・審査情報の一環として電子的に保存するための特許庁による複製について

要望の①及び②については、的確・迅速な審査手続の確保の観点から、権利制限を行うことが必要であるとする意見が多かった。

③については、情報提供の主体が広範に及び複製の量も大きくなるおそれがあることから、補償金制度の導入についても検討すべきとの意見も一部にはあった。しかし、何人も特許庁長官に先行技術文献を提出して情報提供できるという手続は、特許の保護要件である新規性・進歩性等の審査をより完全なものとすることにより、本来付与されるべきでない特許の付与を回避するものであって、将来の紛争防止につながる公益性の極めて高い重要な手続であることから、特許庁長官に提出する非特許文献の複製について、①及び②と同様の扱いとすべきとの意見が多かった。

④についても、権利制限の対象とすべきであるとの意見が多かった。これは、第42

条の「行政の目的のための内部資料として必要と認められる場合」に該当するため、現行法でも可能と考えられるとする意見が多かったが、他方、出願・審査書類は閲覧等の対象となり得るために、行政の内部資料目的の複製とみるには困難性があるとの疑義もなくはないので、このような疑義を払拭すべく、上記の電子的保存のための複製が権利制限の対象となることを立法的に明示すべきであるとの意見もあった。

なお、権利制限を行うに当たっては、制限規定に基づいて作成された複製物が関係手続外で利用されることがないような配慮が必要であるとの意見があった。

権利制限を行うに当たってはベルヌ条約との関連が問題となるが、この点に関しては以下のような意見があった。

現行法でも、第42条は、内部資料として必要な限度で行政目的の複製を認めていることから、特許庁が内部資料として、さまざまな文献の複写を権利者の許諾なく行うことは可能である。しかし、非特許文献については入手困難なものも多く、また、仮に要望の①から④の権利制限を行ったとしても、権利者にとっても結果的に被る制約は現状と同程度であると考えられる。したがって、これを認めることは、ベルヌ条約が求める「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しない」との条件に矛盾しないものと考えられる。

なお、法改正を行うことになった場合、権利制限規定を置く際には、対象となる手続を著作権法に列挙するのではなく、一般に「行政手続のために必要と認められる場合」を制限規定として加え、具体的には政令で個別の根拠規定を列挙するという方法を検討することが適当であるとの意見があった。加えて、複製物が当該手続外で利用されることがないような担保が必要であり、また、特許法のみならず、実用新案法、意匠法、商標法及び特許協力条約に基づく国際特許出願についても、基本的に同様の規定があることから^{*2}、これらについては、特許審査手続の場合と同様に考える必要があるとの意見があった。

^{*2} 実用新案法第55条、意匠法第68条、商標法第77条、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第9条参照

（３）薬事行政に係る権利制限について

○現行制度

著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる（第４２条）。ここにいう「裁判手続」には「行政庁の行う審判その他裁判に準ずる手続を含む」とされ（第４０条第１項）、このような準司法手続としては、例えば、特許審判、海難審判あるいは行政不服審査が含まれる。一方、「立法又は行政の目的」のために必要な場合については、「内部資料として必要」と認められる限度においてのみ複製が許容されている（第４２条）。

○問題の所在

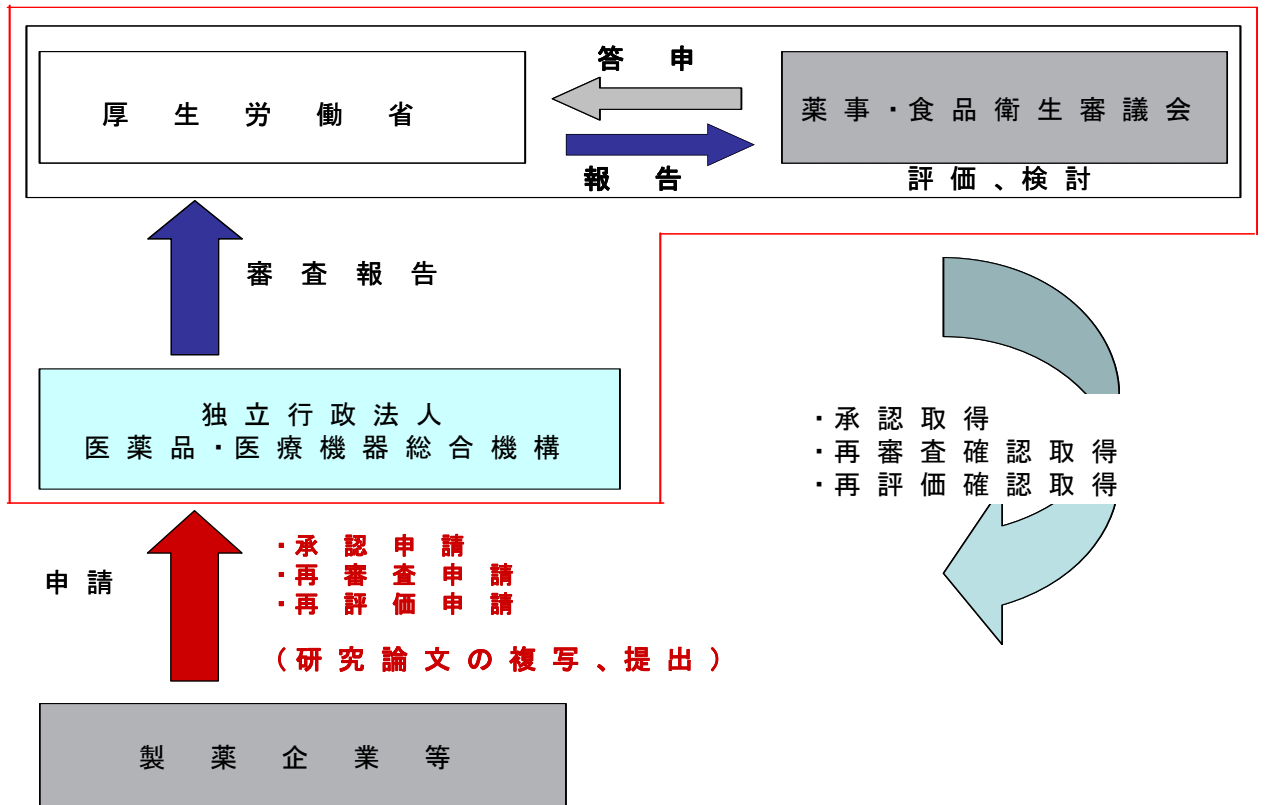
- ① 承認・再審査・再評価制度において、申請書に研究論文等を添付する必要があるため、研究論文等の複写を作成し、国等に提出することについて
- ② 副作用・感染症報告制度・治験副作用報告制度において、期間内に副作用等の発現に係る研究論文等の複写を作成、調査し、国等に提出することについて
- ③ 医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供することについて

薬事法では、医薬品の使用によってもたらされる国民の生命、健康への被害を未然に防止するため、医薬品の品質、有効性及び安全性を確保するために必要な各種関連情報の収集、評価、報告、保存を製薬企業等に義務付けている。具体的には、薬事法上の手続として、①製造販売を行う医薬品の承認・再審査・再評価手続における申請書への研究論文等の添付（薬事法第１４条、第１４条の４、第１４条の６）、②副作用・感染症の報告にかかる制度（薬事法第７７条の４の２）や治験に関する副作用等の報告制度（薬事法第８０条の２第６項）がある。また、③医薬品等の製造販売業者には、医薬品等の適正使用に必要な情報の収集、検討及び医療関係者への提供について、努力義務が課せられている（薬事法第７７条の３）。

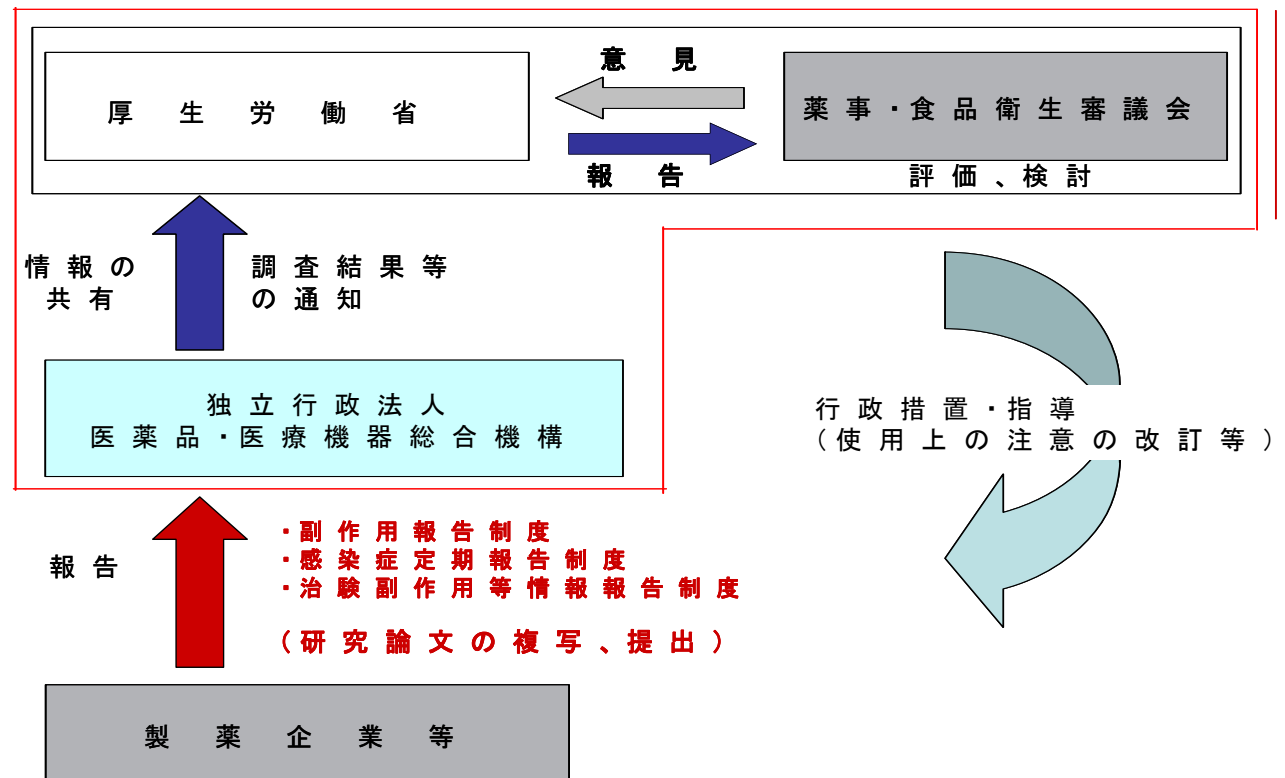
これらの手続は、第４２条における「裁判に準ずる手続」とはいえず、その過程で必要とされる文献を権利者の許諾なく複製することはできない。しかし、医薬品の効果や、副作用等の評価を適時・適切に実施するためには、製薬企業における副作用、感染症等の情報収集・分析・報告等が十分に、しかも迅速に行われることが必要であり、その際には、関連する研究論文等の複写の作成・頒布が必要となる場合が多い。このため、薬事法上の各種手続について、第４２条に定める権利制限を認めて欲しいとの要望がある。

【薬事法上の各種手続の概要】

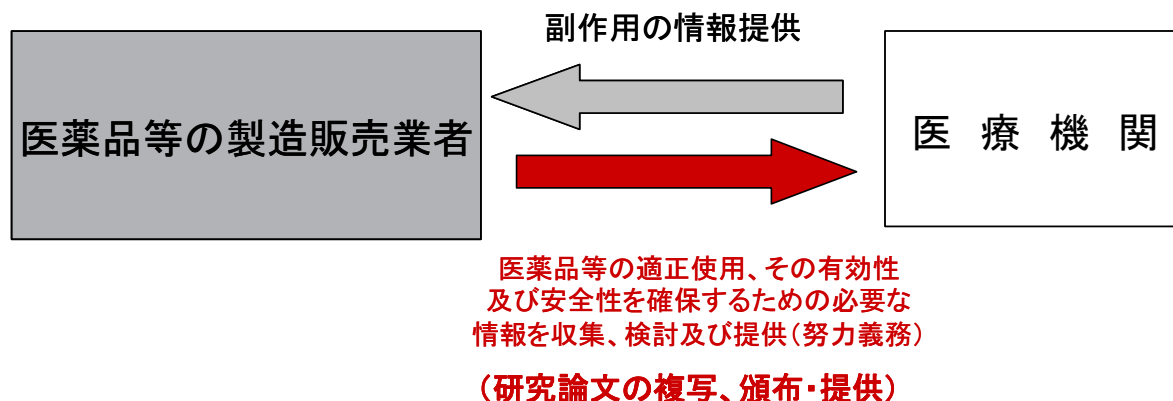
①承認・再審査・再評価制度の概要



②副作用・感染症報告・治験副作用報告制度の概要



③医薬品等の製造販売業者による研究論文等の配布



○審議の状況

- ① 承認・再審査・再評価制度において、申請書に研究論文等を添付する必要があるため、研究論文等の複写を作成し、国等に提出することについて
- ② 副作用・感染症報告制度・治験副作用報告制度において、期間内に副作用等の発現に係る研究論文等の複写を作成、調査し、国等に提出することについて

国等への迅速な情報伝達により国民の生命、健康への被害を未然に防止するという観点から、権利制限を行うことが必要とする意見が多かった。

現行法でも、第42条は、内部資料として必要な限度で行政目的の複製を認めていることから、厚生労働省等が内部資料として、さまざまな文献の複写を権利者の許諾なく行うことは可能であることから、こうした制限規定を置いたとしても、権利者にとっても結果的に被る制約は現状と同程度であると考えられる。したがって、権利制限を認めても、著作物の通常の利用を妨げず、かつ、著作者の正当な利益を不当に害することにはならないと考えられる。

- ③ 医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供することについて

本件は、国民の生命・健康を守るために、薬事法に規定された努力義務を果たすために行われる医療関係者への情報提供であり、複製した者が複製物から直接的な利益を得るものではないことから、権利制限の対象とすることに賛成する意見があった。また、権利制限を認めない場合には、権利者の許諾を得るのに時間がかかりすぎるのではないかと、権利者が探索できない場合は利用ができず、結果的に患者にしわ寄せがいくのではないかと意見もあった。医薬品等の製造販売業者による情報提供が果たしている社会

的役割にかんがみ、権利者側においては、利用者側の利便への一層の配慮が求められる。

ただし、権利制限を認めた場合、複製主体も頒布先も特定されておらず、学術論文全部分の複製になることも予想され、かつ部数も多数になる可能性があることから、慎重な検討が必要ではないかとする意見があった。また、仮に権利制限するとした場合でも、複製部数が多いために権利者への影響が大きく、無償とすることは困難ではないかなどの意見があった。

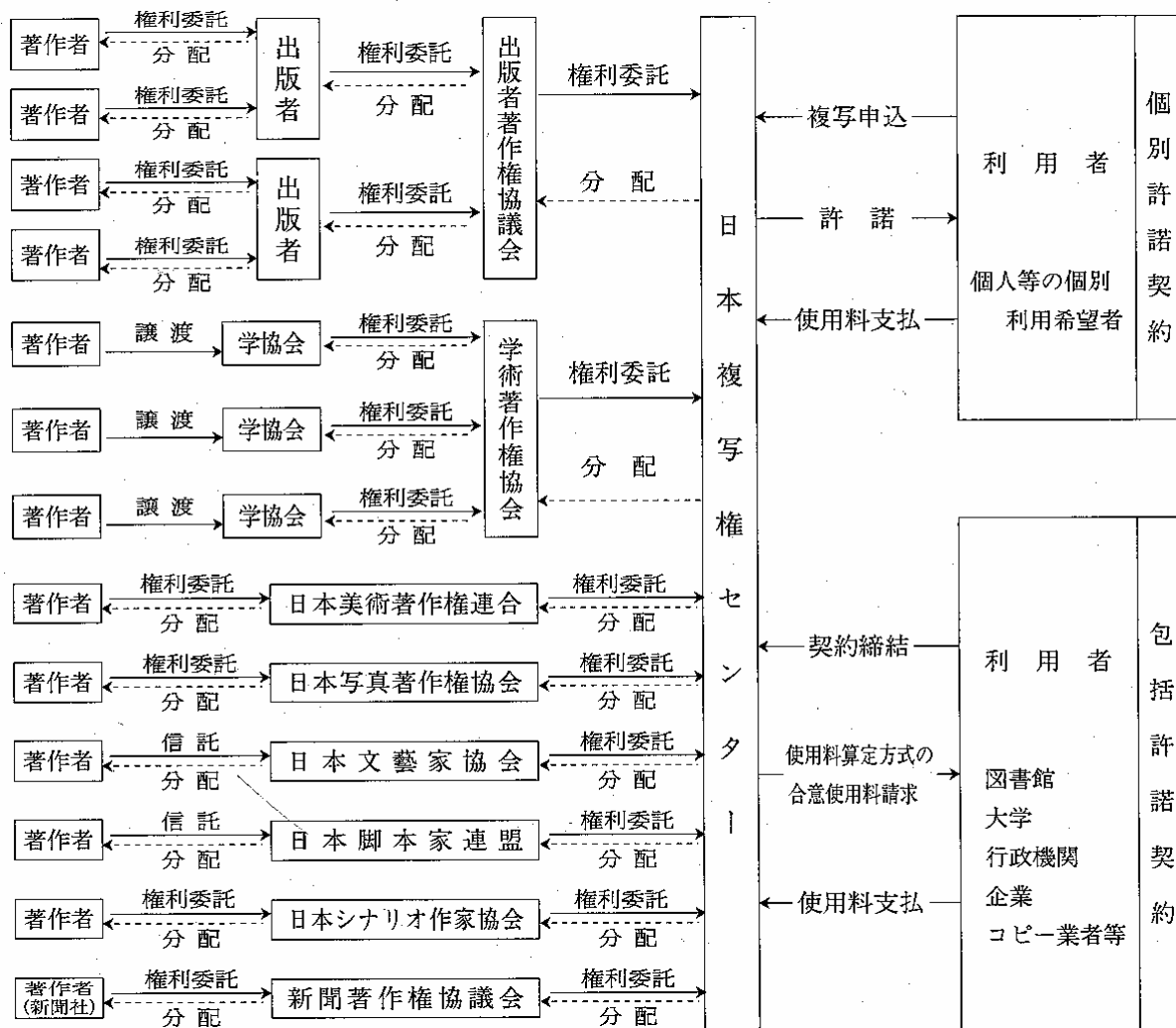
現在、権利者側は、著作物の複製利用促進の観点から、日本複写権センター、学術著作権協会並びに日本著作出版権管理システム等の管理団体に対して複写にかかる権利の委託を行い、利用者に許諾を与えると同時に利用料を徴収し、権利者へ分配するという、権利委託と許諾システムに積極的に取り組んでいる。したがって、当面は、構築されているシステムが利用料の徴収の観点から有効に機能していくか注視することとするが、現状のシステムの下では、製薬会社による情報提供に支障が出る状態にあると思われることから、著作物の通常な利用を妨げず、かつ、著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件として、権利制限を認めること等について、検討を行うことが適当である。

【理工学書（特許審査関連）、医学書（薬事行政関連）出版物の委託状況】

委託者数・委託出版物数		理工学書				医学書			
		国内出版物		海外出版物		国内出版物		海外出版物	
		書籍	雑誌	書籍	雑誌	書籍	雑誌	書籍	雑誌
日本複写権センター	委託者数	27		0		12		0	
	出版物数	4,451	16	0	0	820	2	0	0
日本著作出版権管理システム	委託者数	39		1		76		1	
	出版物数	8,185	173	0	862	15,364	359	0	690
学術著作権協会	委託者数	416		1,254		333		1,003	
	出版物数	795	777	155,156	9,208	636	620	124,120	7,367
合計委託出版物数		13,431	966	155,156	10,070	16,820	981	124,120	8,057

出典：社団法人日本書籍出版協会等調べ

【日本複写権センターと権利者・利用者との関係】



出典：社団法人日本複写権センター『（社）日本複写権センターの概要』

（４）図書館関係の権利制限について

○現行制度

図書館等は、著作権者の許諾なく「図書館資料」（図書館等の図書、記録その他の資料）を用いて著作物を複製することができ、公表された著作物の一部分に限り、図書館等の利用者の求めに応じて著作物の複製物を提供することができる（第３１条第１号）。また、図書館等は、「図書館資料の保存のため必要がある場合」には、図書館資料を用いて著作物を複製することができる（同条第２号）。

一方、第３７条第３項は、専ら視覚障害者向けの貸出しの用に供するために、著作権者の許諾なく著作物を録音することができる旨を規定しているが、対象施設としては、視聴覚障害者情報提供施設等に限られ、公共図書館等は含まれていない（著作権法施行令第２条）。また、録音データの公衆送信については権利制限規定がないため、著作権者の許諾を得る必要がある。

○問題の所在

- ① 第３１条の「図書館資料」に、他の図書館等から借り受けた図書館資料を含めることについて

国立国会図書館、公共図書館（地方公共団体が設置する図書館及び私立図書館をいう。）、大学図書館（短期大学及び高等専門学校が設置する図書館を含む。）等の間では、図書館資料の現物貸借^{*3}が実務上広く行われている。しかし、第３１条に基づき図書館等がその複製物を提供できる「図書館資料」に、他の図書館等から借り受けた資料^{*4}が含まれるかどうかは明確でない。このため、遠隔利用者等に対して資料の複製物を迅速に提供できるよう、現物貸借された図書館資料を、貸出先の図書館等で複製することについて認めてもらいたいとの要望がある。

^{*3} 国立大学図書館協議会現物貸借申合せ（国立大学図書館協議会平成元年６月２９日採択）一 定義 参照。

^{*4} 国立国会図書館が貸し出す資料については貸出期間が１月以内（国立国会図書館資料利用規則（平成１６年国立国会図書館規則第５号）第４７条第１項）、国立大学図書館が貸し出す資料については２０日間（国立大学図書館協議会現物貸借申合せ 七 貸出期間．Ａ）と規定されている。

なお、現物貸借された資料について、国立国会図書館資料利用規則第５０条第２項では、「資料の貸出しを受けた図書館等は、当該資料を、当該図書館等が定めた利用規則等に基づいて、所定の閲覧室において閲覧させるものとし、複写その他の方法で利用させてはならない。」とされている。他の図書館等間の現物貸借においても、現行の著作権法制度の趣旨及び資料の安全管理の観点から、同様の取扱いが一般的に普及している。

② 図書館等においてファクシミリ、電子メール等を利用して、著作物の複製物を送付することについて

大学図書館等間における文献複写に関する業務は、国立情報学研究所（旧学術情報センター）（NII）が平成4年より提供する NACSIS-ILL^{*5} により、著作権管理団体との契約又は合意に基づき、ガイドラインに基づいて規律されており、郵送のほか、通信回線を利用した送信により複製物の無償提供が行われている。NACSIS-ILL の参加図書館数（平成16年現在で945図書館）、複写件数は年々増加し、図書館実務において主要なものとなっていると考えられる。

現行制度では、著作物の複製物をファクシミリ送信、インターネット送信等の通信回線を利用する送信を通じて提供できることについて規定はない。このため、大学図書館等間で実務上広く行われている、図書館等間における通信回線を利用した文献複写（当該図書館等で所蔵していない図書館資料の複製物を、他の図書館等から取り寄せることをいう。）^{*6}について、広く著作権者の許諾なく行えるようにし、遠隔利用者等に対して文献の複製物の迅速な提供という便宜を図ることが適当であるとの要望がある。

③ 図書館等において、調査研究の目的でインターネット上の情報をプリントアウトすることについて

図書館等は、著作権者の許諾なく図書館資料を用いて著作物を複製することができるが、それと同様に、図書館等が利用者の求めに応じ、図書館等が設置するインターネット端末からインターネット上の情報をプリントアウトして提供することについても、著作権者の許諾なくできるようにすることが適当であるとの要望がある。

④ 「再生手段」の入手が困難である図書館資料を保存のため例外的に許諾を得ずに複製することについて

近年、記録のための技術・媒体の急速な変化に伴う旧式化により、SPレコード、5インチフロッピーディスク、ベータビデオのように、媒体の内容を再生するために必要

^{*5} NACSIS-CAT（オンラインによる共同分担目録、総合目録形成・提供サービス）で作成された総合目録データベースを利用して、参加機関間で相互貸借、文献複写の依頼、料金決済などを行うサービス（日本図書館協会図書館ハンドブック編集委員会編『図書館ハンドブック 第6版』（日本図書館協会、2005）301頁）。

^{*6} 国公立大学図書館間相互貸借に関する協定（平成12年10月12日実施国公立大学図書館協力委員会決定）第2項及び国公立大学図書館間文献複写マニュアル参照。

な機器が市場で入手困難となり、事実上閲覧が不可能となってしまうような状態が生じていることから、新しいメディアに媒体を移し替えて保存するための複製をできるようにすることが適当であるとの要望がある。

⑤ 図書館等における、官公庁作成広報資料及び報告書等の全部分の複写による提供について

官公庁広報資料等（国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が、一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物をいう〔第32条第2項参照〕。）については、一般への周知を目的としていることから、図書館等において報告書等の全部分の複製物を提供できるようにすることが適当であるとの要望がある。

⑥ 著作権法第37条第3項について、複製の方法を録音に限定しないこと、利用者を視覚障害者に限定しないこと、対象施設を視聴覚障害者情報提供施設等に限定しないこと、視覚障害者を含む読書に障害をもつ人の利用に供するため公表された著作物の公衆送信等を認めることについて

一部の公共図書館、点字図書館では、視覚障害者等に対して、著作権者の許諾を得た録音データのインターネット配信を実施している。現行制度は貸出しの用に供するための複製の方法は録音に限定されており、録音以外の複製やこのような録音データ等の公衆送信については著作権者の許諾が必要である。

また、現行制度では、視聴覚障害者情報提供施設等に当たらない国立国会図書館、公共図書館、大学図書館等においては、視覚障害者向けの録音資料の作成につき、著作権者の許諾が必要である。

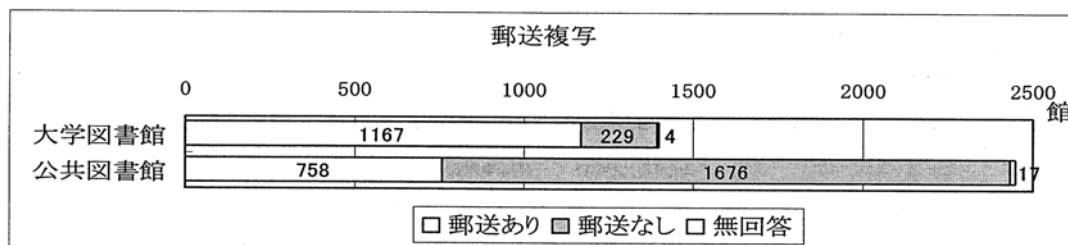
さらに、現行制度では、上肢障害でページをめくれない人、高齢で活字図書が読めない人、ディスレクシア（難読・不読症）、知的障害者等、読書の手段として録音資料を利用している視覚障害者以外の障害者に対して貸し出すために録音資料を作成するには、著作権者の許諾が必要である。

このような、図書館が障害者に対して行う資料の提供について著作権者の許諾なく行えるようにし、多様な障害者の情報環境の改善を図ることが必要であるとの要望がある。

○審議の状況

① 著作権法第31条の「図書館資料」に、他の図書館から借り受けた図書館資料を含めることについて

図書館等の間で図書館資料の現物貸借が行われている場合、現行法の下においても、(i)図書館資料を貸出先から貸出元の図書館に戻し、(ii)複製を希望する図書館利用者から改めて複製の申請をさせ、(iii)図書館資料を所蔵する貸出元の図書館において複製し、(iv)申請者に郵送するという手順を踏むことで、利用者がコピーを入手することは可能である。しかし、公共図書館においては郵送による複製物の送付を行わない施設が過半数あり、現物貸借により文献を閲覧した利用者は実際にはそのコピーを入手できない場合が少なくない。



出典：社団法人日本図書館協会『図書館における著作権対応の現状
「日本の図書館 2004」付帯調査報告書』57 頁

公共図書館数は増加傾向にあるものの、年間受け入れ図書冊数や資料費は伸び悩んでいる。図書館等が増え続ける資料数に対応し、地域住民の生涯学習の拠点としての役割を担っていくためには、図書館等での図書館資料の相互協力が重要であることに着目する必要がある。このため、現物貸借された図書館資料については、借用を依頼し現に責任を持って当該資料を管理している貸出先の図書館等において、著作権法第31条第1号の条件を満たす場合には、当該資料の複製をすることができるとする方向で権利制限を行うことが適当であるとする意見が多かった。

なお、本件の複製を認めることとすると、多くの地域において複数の図書館等が共同で1冊しか購入しない事態となり、権利者の利益を害するおそれがあるとの懸念から、権利制限をするのであれば、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料に限定すべきではないかとの意見もあり、権利制限の対象とする場合の具体的な条件について、検討する必要がある。

【公共図書館数等の経年変化】

年度 ^{注2}	図書館数	年間受入図書冊数 (千冊)	資料費 ^{注3}
			決算 (億) (万)
1974	989	4,681	50 5788
1984	1,569	11,157	160 3538
1989	1,873	14,568	239 3605
1994	2,207	18,977	340 3027
1995	2,297	18,409	349 0813
1996	2,363	19,320	363 6370
1997	2,450	19,318	369 6972
1998	2,524	19,757	361 6139
1999	2,585	19,347	356 4338
2000	2,639	20,633	351 9525
2001	2,681	19,617	354 1654
2002	2,711	19,867	352 2070
2003	2,759	20,460	
2004	2,825		

注1 私立図書館を含む公共図書館の経年変化。

2 図書館数については「年」を指す。

3 資料費は経常的経費。

出典：社団法人日本図書館協会『日本の図書館 統計と名簿 2004』27 頁より

【相互協力状況】

<公共図書館集計>

図書館相互協力（2003年度実績）

	都道府県立	市区立	町村立	広域市町村圏	私立	計	前年度
貸出冊数	925,913	791,347	114,059	703	240	1,832,262	1,721,355
借受冊数	113,810	1,237,336	289,920	1,480	435	1,642,981	1,421,711

出典：社団法人日本図書館協会『日本の図書館 統計と名簿 2004』22 頁

<大学図書館集計>

相互協力業務（2003年度実績）

	国立	公立	私立	大学計	短大	高専
図書貸借 貸出冊数	57,943	7,112	62,313	127,368	1,432	121
図書貸借 借受冊数	53,411	8,075	56,126	117,612	2,833	991

出典：社団法人日本図書館協会『日本の図書館 統計と名簿 2004』263 頁

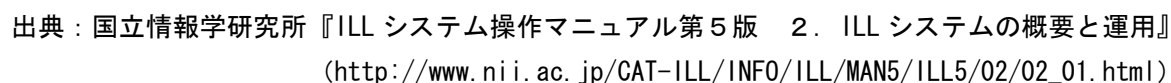
② 図書館等の間においてファクシミリ、メール等を利用して、著作物の複製物を送付することについて

本件の要望は、NACSIS-ILL により大学図書館等において行われている複製物の提供方法と同様に、大学図書館等に限らず、利用者が身近な公共図書館等を窓口として所蔵館からの所蔵資料の複製物を受け取る方法として、ファクシミリや電子メール等を利用した送信を可能にしようとするものである。特に外国からの複製依頼に関して郵送のみによる対応に限定することは、研究活動等の著しい制限になり不合理であり、我が国が文化の発信に消極的であるとの批判を受けかねないことから、利用者の便宜を拡大することが強く望まれるとする意見があった。

このようなことから、最終的な利用者に、窓口となる図書館から紙媒体による複製物 1 部を交付した後、中間的に発生した電子的複製物は所蔵館におけるものを含めてすべて廃棄することを条件に、認めてはどうかとする意見が多かった。ただし、大学図書館等に関しては、現状でも NACSIS-ILL により、適切に運用されていると考えられるが、それ以外も含めて広く権利制限を行うことの適否については、大学図書館等間その他公共図書館等間におけるファクシミリ送信等の利用実績・ニーズを踏まえ、現行制度における権利処理の限界、権利制限の対象となる権利の種類、具体的な権利制限の規定の在り方、図書館における執行上のルールなどについて、具体的な問題点の整理が必要である。したがって、本件については、この点を踏まえた、図書館関係者による趣旨の明確化を待って、引き続き検討することが適当である。

なお、図書館等の間の送信のみが権利制限されるとしても、利用者は窓口の図書館まで受け取りに来る必要があり、利用者に直接送られるわけではないことから、利便性が一定程度増すという意味にとどまると考えられる。他方、図書館等の間の送信だけでなく、更に進んで、所蔵館から利用者に直接通信回線を利用した送信をすることについて権利制限を行うべきとの見解もあったが、これについては、そもそも図書館の機能を超えているのではないか、権利者の利益が相当に害されるのではないかという指摘があった。

ILL システムでの処理概念図



Year	Number of Libraries (图书馆数)	Number of Books (馆藏)
1992	240	258,673
1993	305	386,150
1994	355	461,218
1995	409	535,239
1996	509	632,860
1997	592	766,597
1998	682	881,741
1999	765	944,696
2000	813	986,381
2001	878	1,037,574
2002	908	1,043,129
2003	917	1,040,552
2004	945	1,083,188

- 19 -

【参考】大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン
(平成17年7月15日 国公立大学図書館協力委員会) (抄)

7. 受付館は、当該資料の複製ができるとき、以下の(1)又は(2)のいずれかの方法によって複製物を作成して依頼館に送付する。

(1) 受付館は当該資料の複製物を作成し、それを依頼館宛に郵便又は宅配便により送付し、依頼館は申込みをした利用者に渡す。

(2) 受付館は当該資料の複製を行い、依頼館宛に通信回線を利用して送信し、依頼館は紙面に再生した複製物を申込みをした利用者に渡す。通信回線を利用する送信とは、ファクシミリ送信、インターネット送信（画像イメージを電子メールに添付して送信することを含む^{*7}）を含み、当該資料の版面の画像イメージを電気信号に変換して電話回線あるいは専用回線などを用いて電送することをいうが、著作権管理団体との契約及び合意の趣旨にかんがみ、利用者には紙面に再生された複製物のみを提供すること、本ガイドライン第8項に従って中間複製物を破棄することの2点を必ず履行するものとする。いかなる場合にも受付館は、利用者に対して電気信号そのものの電子的乃至磁氣的な記録としての複製物は提供しない。

(中間複製物の破棄)

8. 前項(2)の場合、当該資料の版面の画像イメージの中間複製物を作成する必要がある場合があるが、そのような中間複製物は、その種類にかかわらず破棄する。すなわち、受付館は、送信のために紙面に再生した複製物又は電子的乃至磁氣的な記録としての複製物の一方または両方を中間複製物として作成することになるが、そのいずれも破棄することとし、依頼館は、通信回線を利用する送信を受信したとき、利用者に渡す紙面に再生した複製物以外にも電子的乃至磁氣的な記録としての複製物を中間複製物として作成する場合があるが、それも破棄するものとする。

(契約及び合意の内容)

10. 著作権管理団体との契約及び合意において規定されている、以下の点について留意しなければならない。

(1) 契約及び合意の当事者について

現在、契約を締結している相手方は、株式会社日本著作出版権管理システムであり、合意書を取り交わしている相手方は、有限責任中間法人学術著作権協会である。

^{*7} 例えば、Research Libraries Group 社 (RLG, 米国) が開発した Ariel があり、このソフトにより LAN に接続された Windows PC を用いて、論文や写真などの様々なドキュメントをスキャンして作成した電子的なイメージデータを、インターネットを介して他のワークステーションに送信することができる (<http://www.maruzen.co.jp/home/irn/library/ill/ariel.html>) 。

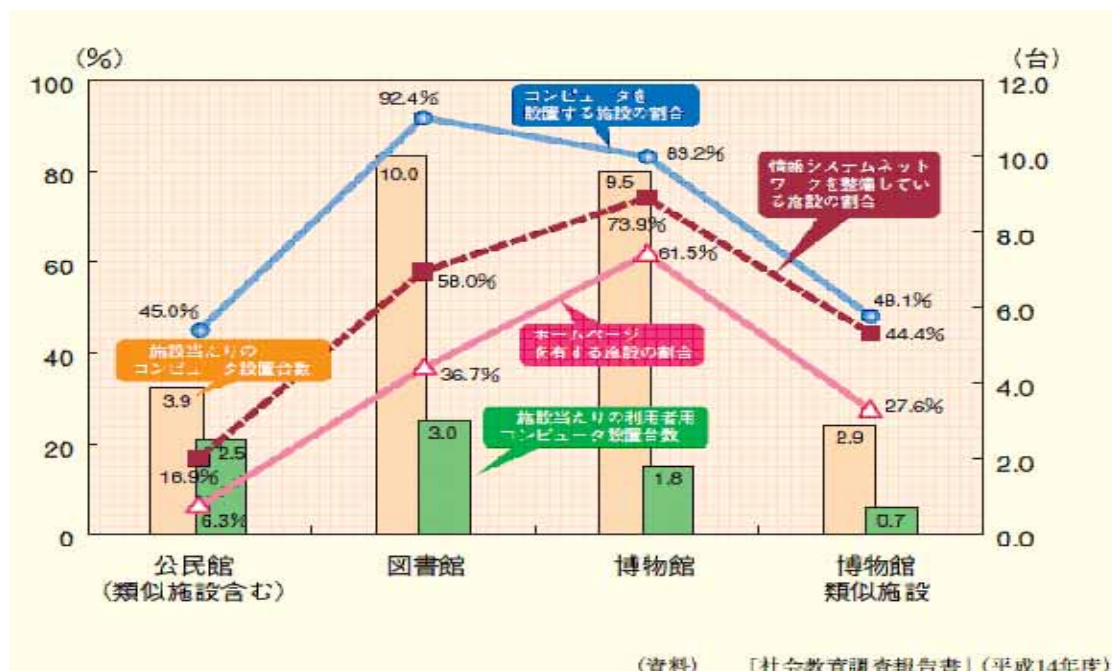
③ 図書館等において、調査研究の目的でインターネット上の情報をプリントアウトすることについて

第31条第1号に基づく著作物の複製が図書館等による行為と解されるのに対して、図書館や公民館等に設置されたインターネット端末を使用して情報をプリントアウトする行為については、その端末の利用者が行為主体であると考えられる。したがって、利用者のこうした行為が、第30条第1項の「私的使用のための複製」に該当する場合や、インターネット上の情報の複製に明示又は黙示の許諾があると考えられる場合など、現行法の枠組みでも自由に行い得るケースが存在するという意見があった。

現在までのところ、企業活動を目的とする場合を含めて、インターネット上に公開された情報のプリントアウトについて紛争になったことはほとんどない状況であり、本件については、直ちに立法措置に関する具体的な検討に入る必要は認められない。

なお、このようなインターネット端末からインターネット上の情報をプリントアウトして複製物を提供する施設は、社会教育施設における利用者用コンピュータの設置や情報システムネットワークの整備等に伴い、図書館等のみならず公民館、博物館等にも広がっており、本件は図書館等に限った問題ではない。したがって、図書館等のみならず一般的にどのように提供されているのか、現行法の枠組みで十分であるか否か、どのような手法により対応することが適切か等について、今後必要に応じ検討することが適当である。

【社会教育施設の情報化の状況（平成14年度）】



出典：文部科学省『データからみる日本の教育2005』37頁

④ 「再生手段」の入手が困難である図書館資料を保存のため例外的に許諾を得ずに複製することについて

再生手段の技術革新が進むことによって、図書館等で利用できる資料が減ってしまうことになるため、図書館等の使命にかんがみて、本件要望の趣旨に賛同する意見が多数であった。

ただし、当該著作物について新形式の複製物が存在する場合は除くべきではないか、また、入手の困難性に関して判断基準を明確にする必要があるのではないかと指摘があった。また、現行の第31条第2号は、「図書館資料の保存のため必要がある場合」は著作権者の許諾を得ることなく複製が可能であることを規定しており、このような現行法の枠組みで対処が可能ではないかとの意見もあった。

したがって、まずは、このような現行法の枠組みでどこまで対処が可能であるか限界を見極めるとともに、どのような場合に対処が可能であるかの判断基準について、検討することが適当である。

⑤ 図書館における、官公庁作成広報資料及び報告書等の全部分の複写による提供について

官公庁作成広報資料については、資料の性格上国民が利用しやすい形で提供すべきではないか、広範に読まれることに意味があり全文の複写はむしろ歓迎すべきことではないか、本来公益目的で作成されたものであり、第32条第2項の対象となる資料については自由に複製を認めて差し支えないのではないかなど、本件要望の趣旨に賛同する意見が多数であった。また、米国著作権法第105条の規定^{*8}を踏まえて、図書館に限らず一般的に全部分の複製を認めるべきとの意見もあった。

ただし、著作権者である国等が「図書館における複製可」などの表記を行えば問題は解決するとの指摘もあった。

本件については、基本的に何らかの措置を検討すべき事項と考えるが、権利制限を行うべき対象範囲などについて、引き続き検討する必要がある。

^{*8} 「第105条 著作権の対象：合衆国政府の著作物 本編に基づく著作権による保護は、合衆国政府の著作物には及ばない・・・。」(『外国著作権法令集(29) アメリカ編』(社団法人著作権情報センター、2000年)〔山本隆司・増田雅子共訳〕21-22頁)

- ⑥ 第37条第3項について、複製の方法を録音に限定しないこと、利用者を視覚障害者に限定しないこと、対象施設を視覚障害者福祉施設等に限定しないこと、視覚障害者を含む読書に障害をもつ人の利用に供するため公表された著作物の公衆送信等を認めることについて

障害者による著作物の利用を促進するという趣旨に対しては支持する意見が多数であった。

ただし一方で、一般に読書に障害を持つ人々の用に供するために図書館が複製や公衆送信を自由に行い得るとすることは問題がある、要望の範囲が広範に過ぎる、趣旨の明確化が必要であるなどの指摘があり、現行法の基本的な枠組みを変更することなく、障害者への一層の配慮をどのように具体化し得るのか、整理が必要である。

したがって、本件については、障害者にとっての権利制限の必要性を十分踏まえた、より具体的で特定された提案を待って、改めて検討することが適当である。

（５）障害者福祉関係の権利制限について

○現行制度

点字図書館等は、専ら視覚障害者向けの貸出しの用に供するために、公表された著作物を録音することができる（第３７条第３項）が、公衆送信することはできない（第３７条第２項）。

○問題の所在

- ① 視覚障害者情報提供施設等において、専ら視覚障害者に対し、公表された録音図書の公衆送信をできるようにすることについて

視覚障害者に係る情報環境は、点字本から録音図書に大きく変化してきており、また、視覚障害者のうち点字を読むことができる者があまり多くない状況であることから、視覚障害者の多くが録音図書を必要としている。

しかし、現状では、録音図書は権利者の許諾なくして公衆送信できないため、視覚障害者情報提供施設等では、録音図書を視覚障害者の自宅へ郵送することで対応している。だが、この郵送の方法は、当該図書を手にとることができるまでには、申込み、順番待ち、受け取りといった手順が必要であり、視覚の障害のある者にとって大きな負担であるとともに、随時必要な情報が入手できないことが問題となっている。そこで、視覚障害者情報提供施設等において、専ら視覚障害者に対する、郵送による貸出方法の代替手段として、公表された録音図書の公衆送信をできるようにして欲しいとの要望がある。

【視覚障害者施設にある図書の種類】

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
点字図書	466,977	479,818	486,413
録音図書	455,162	483,750	494,569
C D	217,661	231,702	236,338

出典：厚生労働省調べ

【視覚障害者をめぐる状況】

	定義	根拠条文	人数	全人口に占める割合	点字識字率
視覚障害者	次に掲げる視覚障害で、永続するもの 1. 両眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいう。以下同じ。)がそれぞれ0.1以下のもの 2. 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの 3. 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの 4. 両眼の視野の2分の1以上が欠けているもの	身体障害者福祉法第4条及び別表第一	305800(人)	0.24%	10.6%

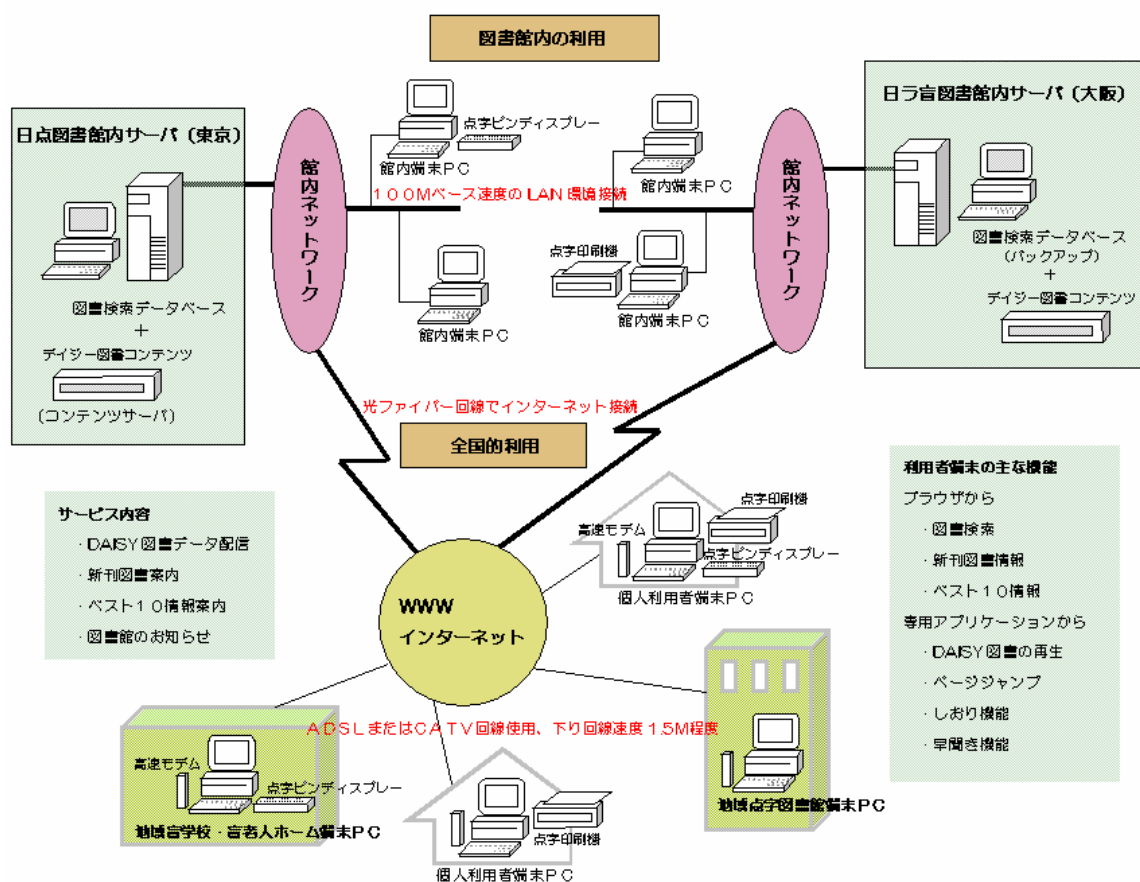
*人数・点字識字率は、「平成13年身体障害児・者分実態調査結果報告」に基づく。

出典：厚生労働省調べ

なお、「びぶりおネット」という、録音図書の公衆送信を行う録音図書配信サービスが16年4月から実施されているが、スキームはあるものの、許諾する権利者数はわずかで、一括許諾を承認しない著作者や外国人作家等に関しては個別の契約が必要であるというのが実態であり、十分機能しているとはいえない。

【びぶりおネット概略図】

録音図書ネットワーク配信システム概略図



出典：日本点字図書館HP (<http://daisy.nittento.jp/configuration.html>)

- ② 聴覚障害者情報提供施設において、専ら聴覚障害者向けの貸出しの用に供するため、公表された著作物（映像によるもの）に手話や字幕による複製についてまた、手話や字幕により複製した著作物（映像によるもの）の公衆送信について
- ③ 聴覚障害者向けの字幕に関する翻案権の制限について、知的障害者や発達障害者等にもわかるように、翻案（要約等）することについて

現在、聴覚障害者情報提供施設において、聴覚障害者用に字幕・手話入りビデオ、DVD等の貸出を行っているが、複製権との関係から、実質、多くの作品には字幕や手話を付与することは行われていない。また、字幕の公衆送信はリアルタイムによるものに限られていることから、字幕や手話を付した複製物を公衆送信するには許諾が必要である。これらについて、権利制限を認めてもらいたいとの要望がある。

また、聴覚障害者向けに字幕により自動公衆送信する場合には、ルビを振ったり、わかりやすい表現に要約するといった、翻案が可能（第43条第3号）であるが、文字情報を的確に読むことが困難な知的障害者や学習障害者についても、同様の要請がある。特に、教育・就労の場面や緊急災害情報等といった場面での情報提供に配慮する必要性が高いため、知的障害者や発達障害者等にもわかるように翻案（要約等）することを認めてもらいたいとの要望もある。

- ④ 私的使用のための著作物の複製は、当該使用する者が複製できるとされているが、視覚障害者等の者は自ら複製することが不可能であるから、一定の条件を満たす第三者が点字、録音等による形式で複製することについて

視覚障害者、聴覚障害者又は上肢機能障害者等（以下「視覚障害者等」という）は、自らが所有する著作物を自らが享受するためであっても、当該障害があるために、自ら、点字による複製若しくは録音又は当該著作物の複製に伴う手話・字幕の付加を行うことが困難なことがある。そこで、一定の条件を満たす第三者によりそれらの行為が事実上なされたとしても、視覚障害者等自身による私的使用のための複製として許容されることが適当であるとの要望がある。

○審議の状況

- ① 視覚障害者情報提供施設等において、専ら視覚障害者に対し、公表された録音図書の公衆送信をできるようにすることについて

視覚障害者による録音図書の利用をインターネットにより促進することが情報通信技術のもたらす利益を社会的弱者に広く及ぼすという意味で、極めて大きな公益的価値を有すると認められるため、対象者が専ら視覚障害者に限定されることを条件に、本件要望の趣旨に沿って権利制限を行う必要があるという意見が多かった。

- ② 聴覚障害者情報提供施設において、専ら聴覚障害者向けの貸出しの用に供するため、公表された著作物（映像によるもの）に手話や字幕による複製をできるようにすることについて
また、手話や字幕により複製した著作物（映像によるもの）の公衆送信をできるようにすることについて
- ③ 聴覚障害者向けの字幕に関する翻案権の制限について、知的障害者や発達障害者等にもわかるように、翻案（要約等）をできるようにすることについて

上記２件の要望については、障害者による著作物の利用の促進という観点から一定の意義があると考ええる意見が多かった。

ただし、例えば、権利制限の範囲の限定、その必要性の明確化（契約による権利処理の限界）、障害者にとっての当該利用の意義などについて、さらに趣旨を明らかにすべきという指摘があった。

したがって、本件については、上記指摘を踏まえた、提案者による趣旨の明確化を待って、改めて検討することが適当である。

【聴覚障害者/知的障害者/発達障害者をめぐる状況】

	定義	根拠条文	人数	全人口に占める割合
聴覚障害者	次に掲げる聴覚障害又は平行機能障害で、永続するもの 1. 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの 2. 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの 3. 両耳による普通会話の最良の語音明瞭度が50%以下のもの 4. (略)	身体障害者福祉法 第4条及び別表第二	319,640(人)	0.25%
知的障害者	WHOの国際基準として、IQ70以下の者	—	459,100(人)	0.36%
発達障害者	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥移動性障害その他これに類する脳機能の障害をもち、その症状が通常低年齢において発言した者	発達障害者支援法 第2条	不明	不明

* 人数は、「平成13年身体障害児・者分実態調査結果報告」、「平成12年知的障害児(者)基礎調査」に基づく。

出典：厚生労働省調べ

- ④ 私的使用のための著作物の複製は、当該使用する者が複製できるとされているが、視覚障害者等の者は自ら複製することが不可能であるから、一定の条件を満たす第三者が点字、録音等による形式で複製ができるようにすることについて

自ら複製することができない障害者が他人の助けを借りることは当然であり、一般利用者との格差を解消する必要があるとして、権利制限に積極的な意見が多数であった。なお、非営利目的かつ無報酬で行われる場合に限定すべきとの指摘もあった。

ただし一方で、本件の複製は、実態上はおおむね家庭外で行われる複製であり、「私的使用のための複製」（第30条第1項）の問題とすることは不適當ではないか、一定の条件を満たす第三者の範囲をどう特定するのかなど、十分な検討が必要との指摘があった。

したがって、本件については、「私的使用のための複製」の解釈による対応を考えるのか、あるいは、一定の障害者向けのサービスについて特別な権利制限を考えるのか、基本的な方向性についての議論を深めた上で、具体的な問題点の整理を行うなど、検討を進めることが適當である。

（６）学校教育関係の権利制限について

○現行制度

教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業で使用するために、一定の限度で、著作物を複製することができるとともに（第３５条第１項）、当該複製物の譲渡をすることもできる（第４７条の３）。しかし、当該複製物は、「その授業の過程」においてのみ使用できるとされており、他の目的に使用することは、原則として許容されていない（第４９条）。

また、授業を直接受けている者がいて、かつ、その授業が別の場所で同時中継される形態で遠隔授業が実施される場合には、その授業を直接受ける者に対して提供・提示等されている著作物については、別の場所で当該授業を同時に受ける者に対し、原則として公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。以下同じ。）をすることができる（第３５条第２項）。

なお、この「公衆送信」は、現行著作権法上、同一構内における有線電気通信設備による送信は含んでいない（第２条第１項第７号の２）。

○問題の所在

- ① eラーニングが推進できるように、学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く）の授業の過程で使用する目的の場合には、必要と認められる限度で、授業を受ける者に対して著作物を自動公衆送信（送信可能化を含む）することについて

第３５条第２項が新設されたことにより、同時中継型の授業は、より円滑に展開し得るようになったが、同項の規定は、サーバ内に授業内容をあらかじめ蓄積しておき、任意の時間帯、任意の場所（在宅も含む）で学習できる形態のeラーニングには適用できない。そこで、そのような授業形態のeラーニングを推進するためには、現行第３５条第２項は存置したまま、新たに、要件をより厳格化した上で、当該授業を受ける者に対して著作物を公衆送信できるようにすることが適当であるとの要望がある。

- ② 第３５条第１項の規定により複製された著作物については、「当該教育機関の教育の過程」においても使用できるようにする（目的外使用ではないこととする）とともに、教育機関内のサーバに蓄積することについて

第35条第1項の規定に基づいて授業の過程で使用された複製物について、学内で有効活用し、教育的効果の向上を図るため、当該複製物を「当該教育機関の教育の過程」においても使用できるようにする（目的外使用ではないこととする）とともに、当該教育機関内のサーバに蓄積して、見るができるようにすることが適当であるとの要望がある。

③ 同一構内における無線LANについても、有線LAN同様、原則として公衆送信にはあたらないこととすることについて

有線LANのように、有線電気通信設備での同一構内における著作物の送信は「公衆送信」としては原則的に位置付けられていない（第2条第1項第7号の2）。これは、従来より同一構内で行われる著作物の有線送信^{*9}については、演奏権、上演権等で捉えるべき行為と考えられてきたからである（同条第7項）。一方、無線LAN^{*10}を利用した著作物の送信については、無線による送信は一般的に同一構内に限定されるものではなかったことから、有線LANと異なり、法律上は「公衆送信」から除外されていない。

しかし、技術の発達・無線LANの普及等も踏まえ、安価であること等、利点の多い無線LANについても、有線電気通信設備である有線LANによる場合と同様に、同一構内の端末間の著作物の送信については、原則として公衆送信に当たらないとすることが適当であるとの要望がある。

○審議の状況

① eラーニングが推進できるように、学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く）の授業の過程で使用する目的の場合には、必要と認められる限度で、授業を受ける者に対して著作物を自動公衆送信（送信可能化を含む）することについて

eラーニングの実態を勘案すると、異時送信による利用にも権利制限を及ぼすべきであるとする意見もあった。しかし、履修者の数が大きくなれば、実質的に「著作者の利益を不当に害することとなる場合」に該当してしまうのではないか、著作物が授業を受け

*9 旧第2条第1項第17号（平成9年改正前）「有線送信 公衆によつて直接受信されることを目的として有線電気通信の送信（有線電気通信設備で、その一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信を除く。）を行うことをいう。」

*10 有線ケーブルの代わりに、電波を利用することでパソコン同士を接続し、LAN（Local Area Network）を構築しようとするもの（総務省『～安心して無線LANを使用するために～参考資料』（平成16年）4頁）。

る者以外の者に流通し著作権者の利益に悪影響を及ぼすのではないかなどとして、慎重な検討が必要とする意見があった。また、仮に法改正を検討する場合には、恣意的な解釈による運用を回避するために、教育機関の種別や態様に応じたガイドラインを設けるなど明確化を図る措置が併せて講じられるべきとする意見があった。一方、教育現場における著作物の利用に関しては、一部私立学校関係者等において補償金による権利処理の実験的な取り組みが行われているところでもあり、実態も十分踏まえた上で検討する必要があるとの意見があった。

したがって、本件については、著作権の保護とのバランスに十分配慮するため、いかに要件を限定しつつ、eラーニングの発展のために必要な措置を組み込むべきか、上記の指摘を踏まえた、教育行政及び学校教育関係者による具体的な提案を待って、改めて検討することが適当である。

② 第35条第1項の規定により複製された著作物については、「当該教育機関の教育の過程」においても使用できるようにする（目的外使用ではないこととする）とともに、教育機関内のサーバに蓄積することについて

授業の質を高めるために、同じ教育機関の内部で情報の交換・相互利用は有意義であり、可能な限り認められるべきだとする意見もあった。しかし、「当該教育機関の教育の過程」の定義が不明確ではないか、教育機関のサーバに蓄積することにより得られる利益に比して目的外使用の危険性がきわめて高いことなど権利者の利益を不当に害することがないかという点の検証が必要ではないか、教育機関（利用者側）のサーバに大量の他人の著作物を蓄積することの意味を明確にする必要があるのではないかなどとして、慎重な検討が必要であるとする意見があった。また、サーバへの情報の蓄積及びその情報の利用に関する詳細なガイドラインを設定することが必要ではないかとの指摘があった。

以上のことから、本件については、教育行政及び学校教育関係者からの、上記指摘や実態を踏まえた運用の指針等を含む具体的な提案を待って、改めて検討することが適当である。

③ 同一構内における無線LANについても、有線LAN同様、原則として公衆送信にはあたらないこととすることについて

教育機関においては、普通教室のLAN整備率が全学校種合計で37.2%であり、特に高等学校においては61.2%と、過半数の普通教室で整備されている。また、無線LANは、個人においては17.1%、LANを導入している企業においては62.1%の企業が導入してい

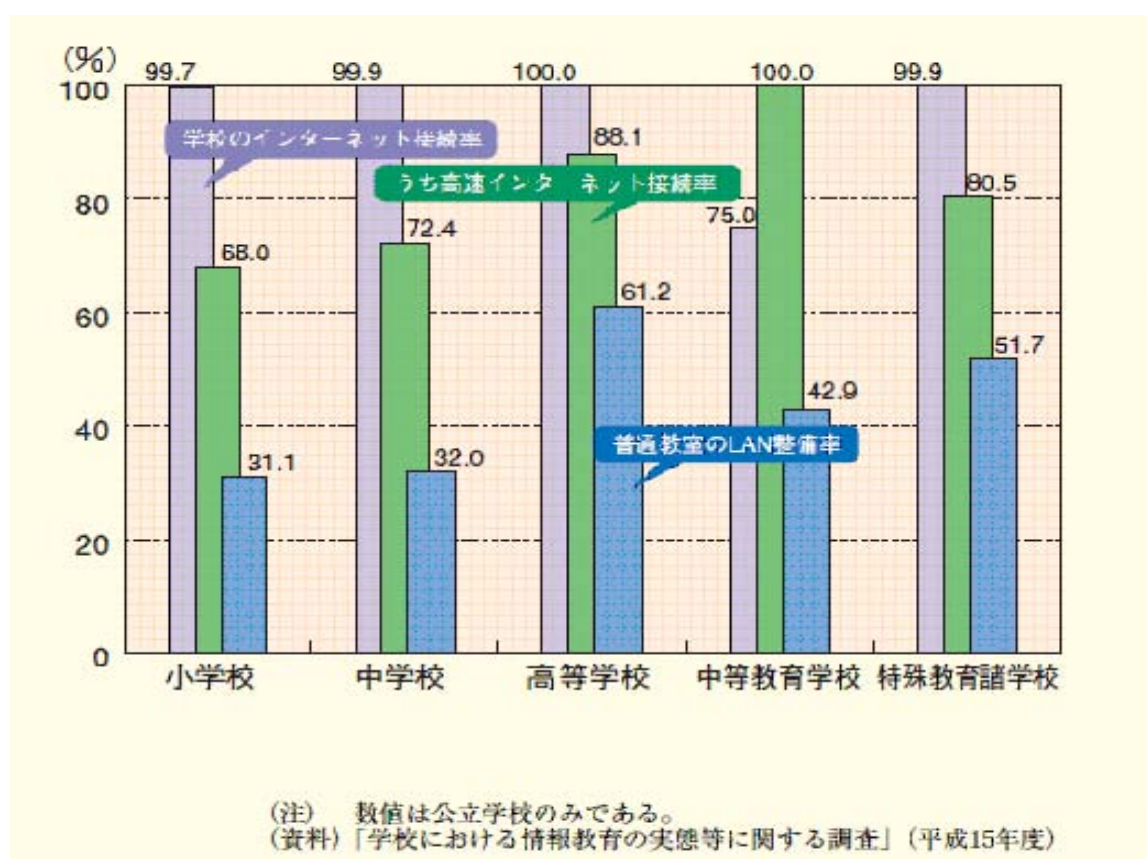
る。

このように、無線LANの導入は、教育機関のみならず個人や企業等一般社会においても需要が高まっていると考えられ、本件については、教育機関における権利制限としてではなく、一般的な公衆送信の定義に関する問題として検討することが適当である。

無線LANは、通信の安全性等の技術や送信の機能等が有線LANと同等のものになっていると評価できるという観点から、有線LANと同様に、無線電気通信設備で「同一の構内」にあるものによる送信についても「公衆送信」の定義から除外することが適当であるとする意見があった。ただし、公衆送信に当たらないとすることの妥当性・影響を検討すべきとの意見もあり、無線LANについて「公衆送信」の定義から除外することの実際上の必要性、除外することによる影響について検討する必要がある。

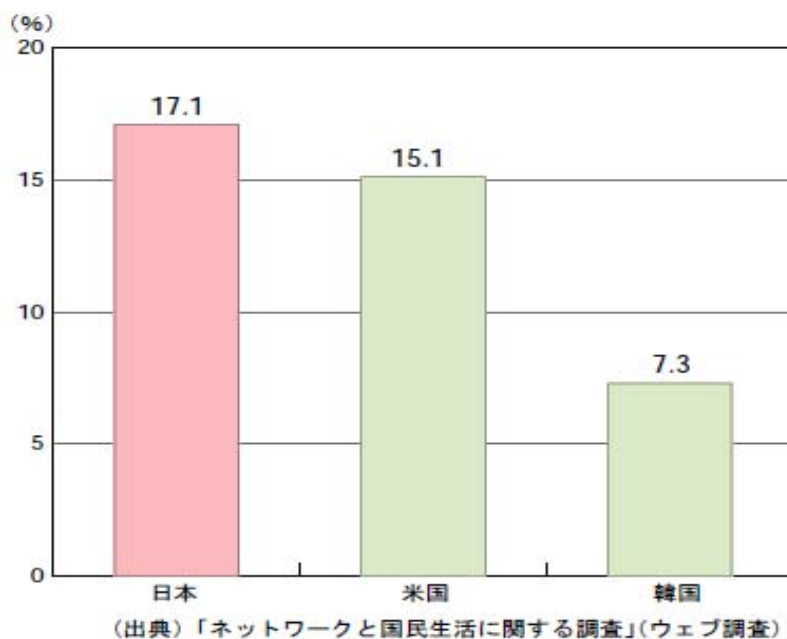
【参考：LANの導入状況について】

＜学校におけるインターネット及びLANの整備状況（平成15年度）＞

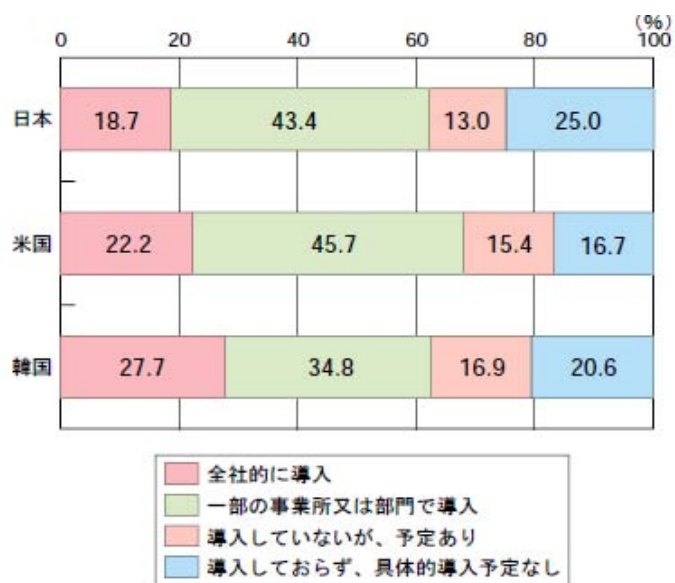


出典：文部科学省『データから見る日本の教育2005』31頁

<個人の無線LAN導入率（平成17年1月調査実施）>



<LAN導入企業の無線LAN導入率（平成17年1月調査実施）>



出典：総務省編『平成17年版 情報通信白書』（ぎょうせい，2005年）88頁

(7) その他

規律の明確性を確保しつつ、対応の迅速性・柔軟性を備える法制を目指して、権利制限のうち適当な事項を、政令等へ委任することについて

○審議の状況

現在の著作権法は細かすぎる面もあり、すべてを法律に書き込むのではなく、社会情勢の急激な変化等にも迅速に対応できるように、技術的な事項については、積極的に政令等に委任することを考慮すべきである。

なお柔軟かつ機動的な対応を確保する観点から、制度の運用に関するガイドラインの策定等を行うことについても検討していく必要があるとの意見があった。

2. 私的録音録画補償金の見直しについて

(1) 現行制度

家庭内等における私的な複製については、例外的に、権利者の許諾なく行うことができる（第30条第1項）。一方、デジタル方式の録音・録画機器の普及に伴い、著作権者等の経済的利益が損なわれるようになった状況に対応するため、平成4年の改正により私的録音録画補償金制度が導入され、家庭内等における私的な「コピー」であっても、デジタル方式による録音・録画を行った者は、著作権者等に対して補償金を支払うこととされた（第30条第2項）。

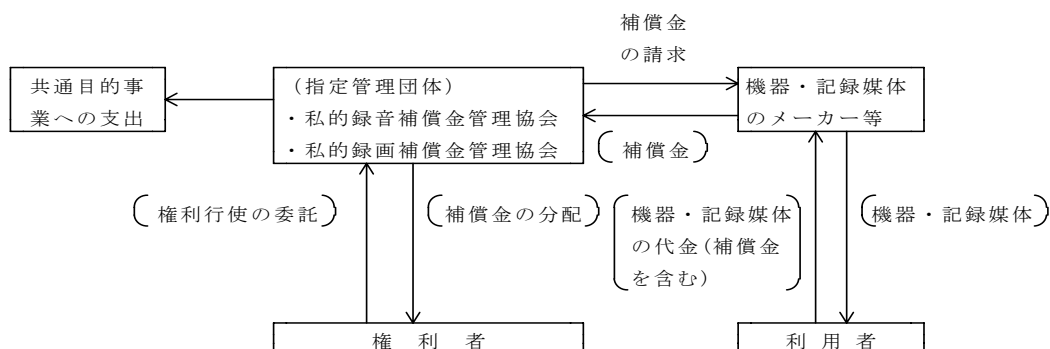
この場合、補償金の直接の支払義務者は、当該機器・記録媒体の購入者（消費者）であるが、当該機器・記録媒体の製造業者又は輸入業者には、補償金の徴収等についての協力義務が課せられている（第104条の5）。また、補償金の支払いの対象となる特定機器・特定記録媒体は、政令で指定された機器・記録媒体であって、主として録音・録画の用に供するものである（著作権法施行令第1条、第1条の2）。

補償金を受ける権利は、文化庁長官が指定する団体（指定管理団体）があるときは、指定管理団体によってのみ行使することができ、指定管理団体が請求する補償金の額は、指定管理団体が定め、文化庁長官が認可を行い、支払われた補償金は、関係団体を通じて、権利者に分配されている（指定管理団体としては、録音については（社）私的録音補償金管理協会（sarah）が、録画については（社）私的録画補償金管理協会（SARVH）が、それぞれ指定されている）。

指定管理団体が受け取った補償金は、著作権者等に分配されるが、補償金の2割に相当する額については、著作権者等全体の利益を図るため、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等（共通目的事業）のために支出することとされている。

なお、専ら私的録音・録画以外の用に供することを証明できる場合は、補償金の返還を請求することができる（第104条の4第2項）。

【私的録音録画補償金の徴収及び分配の流れ】



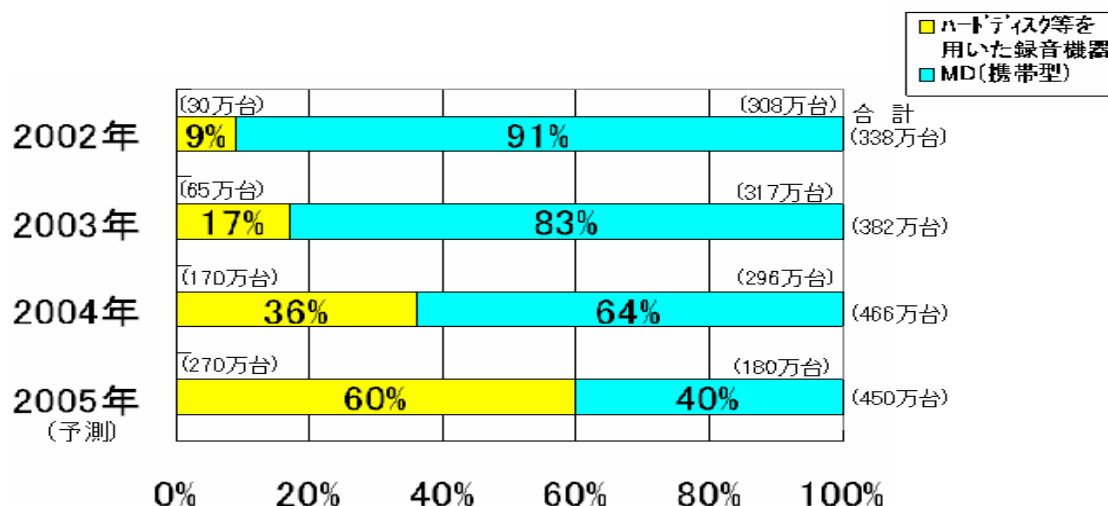
(2) ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について

- ① ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定に関して、実態を踏まえて検討する。

○問題の所在

著作権法施行令第1条及び第1条の2は、補償金の支払いの対象となる機器・媒体を指定しており、例えば、録音用記録媒体としてはMDやCD-R、CD-RWなどが、録画用記録媒体としてはDVD-RW、DVD-RAMなどが指定されている。一方、最近では、従来のMDレコーダーやDVDレコーダー等のほかに、新たに登場したハードディスク内蔵型・フラッシュメモリ内蔵型録音機器、ハードディスク内蔵型録画機器等（以下、「ハードディスク内蔵型録音機器等」という。）が急速に普及しつつある。これらハードディスク内蔵型録音機器等について、私的録音録画補償金の対象として追加指定して欲しいとの要望がある。

【携帯オーディオ機器の国内出荷の推移】



※上記2品目について、各年の合計出荷数を100%とした場合の市場推移を表す。

※上記数字は、(社)電子情報技術産業協会、主要メーカー資料等により電波新聞社が作成したもの。

出典:平成17年4月8日電波新聞

○審議の状況

ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定については、賛否をめぐり、現時点では、特定の結論に意見を集約するには至らなかった。したがって、この問題について、引き続き検討する必要がある。

ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定に関して、すみやかに補償金の対象に追加すべきものであるとの意見の概要は、次のとおりである。

- (1) 音楽のデジタル録音等を主たる用途として想定して開発・設計されており、主として音楽のデジタル録音等を目的として販売・購入され、現実にもその目的に使用されている。
- (2) 補償金の対象となっている MD 録音機器等を市場において代替する機器と捉えられることから、課金しないことは公平性の観点から妥当ではない。
- (3) 現時点でも、技術の発展に伴い個別の課金が可能なケースは次第に増える傾向にあるように見受けられるが、それが可能でないケースも依然として残っており、現実問題として一種のきめの粗い課金方法である補償金によらざるを得ない。
- (4) どのような機器も、100%専用のものではなく、また二重課金にならない範囲では課金する合理性はあるから、利用実態を踏まえ、それぞれの機器・媒体において私的録音録画が行われる割合に応じた料率を設定すべき。
- (5) ハードディスク内蔵型録音機器等を追加指定せず、コピープロテクション等の DRM の強化により対処した場合、消費者への制約・負担を考える必要がある。また、追加指定せず、かつ、何らの補償的措置等がとられない場合には、国際条約上の問題が生じかねず、第30条第1項（私的複製）などの制度的な部分への影響を考える必要がある。

他方で、標記の機器を補償金の対象に加えるのは不適當であるとの意見の概要は、次のとおりである。

- (1) 私的複製については、使用許諾料の額の回収がコスト面で困難であることから、権利制限及び権利制限を前提とした補償金が正当化されているが、DRM によって個別課金が可能である以上、それらに正当性はない。
- (2) 制度導入時点と技術環境が変化していることから、補償金制度自体は、補償金返還制度の実効性の低さ、消費者の認知度の低さ、徴収・分配の公平性や共通目的基金の妥当性、そもそも許容される私的複製の範囲が明確でないことなど、多くの基本的問題を内包しており、制度の根本的見直しについて議論することなしに、機器等の追加により制度を肥大化させることは不適切である。
- (3) 補償金制度には本来自由に複製できるものにまで課金し、自由利用行為を抑制するという副作用があるが、ハードディスク内蔵型録音機器等では、利用料を支払ってダウンロードした音源の録音にまで課金するという二重課金の問題もあるため、その副作用は明らかに無視し得ないものとなる。
- (4) ハードディスク内蔵型録音機器等は汎用機器であると考えられるので、補償金の

対象とすべきでない。

- (5) DRMによる課金が消費者への制約・負担となるかならないかは、市場で消費者が選択することであるが、DRMによる課金が普及しつつあるという現状にかんがみれば消費者への制約・負担となるとの主張には明らかに根拠がない。
- (6) 国際条約上、補償を必要とするのは権利者の正当な利益が不当に害される場合であるが、この場合にはそもそも個別課金が可能である以上、その部分については、通常の利用による権利者の正当な利益が不当に害されていないのであるから、補償金制度を掛けなくとも国際条約上の問題を生じない。

この他、法技術的な問題として、ハードディスク内蔵型録音機器等を規定することができるのか、機器と記録媒体の分離を前提としている現行法の改正が必要になるのではないか、といった指摘があった。また、審議会で仮に結論が出なかった場合でも、それを理由として行政としての判断を先送りすべきではないとの意見、結論とは独立に、現行の補償金制度の運用の実態について著作権者及び消費者に周知を図るべきとの意見等があった。

(3) 汎用機器・記録媒体の取扱いについて

- ② 現在対象となっていない、パソコン内蔵・外付けのハードディスクドライブ、データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体の取扱いに関して、実態を踏まえて検討する。

○問題の所在

昨今のパソコンは、多機能化に伴い、パソコン内蔵・外付けの大容量のハードディスクドライブ等に、記録用CDドライブが標準搭載されていたり、また、録音等を行うことができる総合的なソフトや、テレビ番組を録画することができる機能などが標準装備されていたりするものも増えてきている。

パソコンに代表される汎用機器は、私的録音録画行為としては専用の録音・録画機器と全く同じことが可能であるにもかかわらず、補償金支払いの対象ではない。このため、実際に補償金を支払っている消費者や協力義務を負う製造業者と、協力義務を負わないパソコン等の製造業者間の不公平感はますます拡大する一方であり、このままパソコン等を補償金支払いの対象としないことは補償金制度の形骸化にも繋がりがねない可能性もある。

このような理由から、パソコン内蔵・外付けのハードディスクドライブ、データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体（以下、「汎用機器等」という。）についても、補償金の対象とするよう法改正をして欲しいとの要望がある。

○審議の状況

次のような理由から、汎用機器等は対象とすべきではないとする意見が多数であった。

- (1) 録音や録画を行わない購入者からも強制的に一律に課金することになり、不適切な制度となる。また、補償金返還制度も機能しづらい。
- (2) 課金対象を無制限に拡大することにつながる。
- (3) 実態として、他人の著作物の録音・録画が利用の相当割合を占めるとは考えにくい。
- (4) 現行の補償金制度の問題点を増幅させる結果を招く。

なお、一部には、国際条約の基準に照らして考えるべきであり、利用者のデジタル録音・録画行為の実態に即して汎用機器等も視野に入れた検討が必要であるとする意見や、補償金制度の理念を再確認した上で、専用と汎用の境界について不明確になりつつある状況に対処するための検討を行う必要があるとする意見があった。

(4) 政令による個別指定という方式について

- ③ 現行の対象機器・記録媒体の政令による個別指定という方式に関して、法技術的観点等から見直しが可能かどうか検討する。

○問題の所在

現行制度では2つの問題があると指摘される。1点目は、技術を指定する現行制度は、指定までの時間がかかり過ぎて権利者の補償に欠けることである。

2点目は、技術を指定する現行制度は、私的録音録画補償金を支払う消費者には理解できず、制度への理解を妨げる一因ともなっていることである。政令では、例えば、「磁気的かつ光学的方法により、四十四・一キロヘルツの標準化周波数でアナログデジタル変換が行われた音を直径が六十四ミリメートルの光磁気ディスクに固定する機能を有する機器」や、「記録層の渦巻状の溝がうねっておらず、かつ、連続していないもの」と定められており、どのような機器及び記録媒体が私的録音録画補償金の対象なのか、補償金の支払いを行う消費者にはわかりにくい。

したがって、このような問題を解決するため、現行の指定方法を改め、要件を満たす技術が市場に導入されるときには、改めて政令で追加指定することなく補償金支払の対象となるような方法に変更して欲しいとの要望がある。

○審議の状況

法的安定性、明確性の観点から、現行の制度の下では、現行の方式を変更すべきではないとする意見が多数であった。

なお、機器等の個別指定が技術革新の速度に対応できないという意見や、指定手続を機動的かつ透明性の高いものにすることを前提に、機器等の指定を省令又は告示に委任することも検討すべきとの意見があった。

（５）その他（私的録音録画補償金制度の課題について）

私的録音録画補償金制度が導入されて以降に生じた、放送コンテンツに関する録画制御技術の進展や音楽コンテンツのオンライン配信の普及といった技術革新やコンテンツ流通等にみられるような社会事情の大きな変化の中で、早急に対応すべき課題として、私的録音録画補償金制度の縮小・廃止の是非も含めた同制度自体の根本的な見直しについて、期限を設定した上で検討すべきとの意見が多かった。また、同制度については、既に破綻を来しており、速やかに廃止すべきとの意見もあった。

その際の重要な参考に供するため、補償金制度の立法を基礎付けた事実、すなわち私的なデジタル録音・録画がどのような実態で行われ、権利者の利益にどのような影響を与えているのか、また利用者が本来自由に利用できる行為に対してどのような影響を与えているかについて、継続して調査を行い、状況の変化を把握していくことが必要である。根本的な見直しにおいては、併せて、補償金制度の存続の可否、補償金制度廃止を可とした場合の段階的縮小の是非、補償金制度の骨組みの見直しなどの具体的論点について検討する必要がある。

さらに私的録音録画補償金制度の当面の運用に関しては、次のような改善を速やかに図る必要があるとの意見が出された。

- （１）補償金の配分に関しては、積極的に情報公開するとともに、配分比率等を固定せず、補償金の管理団体において、適宜見直す必要がある。
- （２）製造業者の協力を得て消費者が負担する補償金の額を表示するなど、補償金の管理団体において、消費者に対して、制度の内容及び実態について一層の周知を速やかに図る必要がある。
- （３）補償金の管理団体において、補償金返還制度を簡素化して、実際に利用可能なものに改めるよう検討する必要がある。
- （４）第１０４条の８及び著作権法施行令第５７条の６において補償金額の２割に相当する額を支出することになっている共通目的事業については、消費者から徴収した補償金ではなく国の予算で行うことを含め、その縮小・廃止に向けて検討する必要がある。

3. デジタル対応について

○デジタル対応ワーキングチーム検討報告の概要

(1) 機器利用時・通信過程における一時的固定について

【問題の所在】

デジタル化、ネットワーク化の進展に伴い、コンピュータの機器内部における蓄積、ネットワーク上の中継サーバなどにおける蓄積など、機器の使用・利用に伴う、瞬間的かつ過渡的なものを含め、プログラムの著作物及びその他の著作物に関する電子データを一時的に固定する利用形態が広く用いられている。そのため、コンピュータ等の機器の利用時や通信過程において行われる著作物の一時的な固定について、「複製」と解されるとした場合に、通常の機器の利用や円滑な通信に支障が生じないようにするために必要となる権利制限等の立法的措置について検討する必要がある。

【検討結果】

複製権を及ぼすべきではない範囲について、(a)著作権法上の「複製」の定義から除外する、(b)著作権法上の「複製」であるとした上で権利制限規定を設ける、(c)「黙示の許諾」、「権利の濫用」等の解釈による司法判断に委ねる、という3つの方向性が考えられる。

このうち、(a)(b)の方向性を採る場合には、①著作物の使用又は利用に係る技術的過程において、②付随的又は不可避免的に生じる、③合理的な時間の範囲内で行われる一時的固定(複製)といった限定的な要件を付した上で権利の対象から除外することが考えられる。

しかし、これら①～③の要件から外れる一時的固定(複製)であっても、権利を及ぼすべきではないケースもあると考えられることなどから、今後の技術動向を見極める必要があるため、現時点では緊急に立法的措置を行うべきとの結論には至らなかった。今後も慎重に検討を行い、平成19(2007)年を目途に結論を得るべきものとした。

(2) デジタル機器の保守・修理時における一時的固定及び複製について

【問題の所在】

近年、ハードディスクドライブ、フラッシュメモリ等の記憶装置・媒体内蔵型のデジタル機器の普及が進んでおり、特に携帯電話については、その普及とともに保守・修理の機会も増加している。デジタル機器の保守・修理に際して、機器に保存されているコンテンツを継続的に使用できるように、機器の保守・修理を行う者がコンテンツを一時的に保存し、保守・修理後の機器に複製することについて、権利制限を認めるべきかということについて検討を行った。

【検討結果】

デジタル機器の保守・修理時のコンテンツの一時的固定及び複製については、本来は、複製行為を行う者（修理業者等）が、個別に権利処理を行うべきものであるが、デジタル機器に保存されているコンテンツは多種多様であり、修理業者が個別に権利者の許諾をとることは事実上困難な状況である。一方、コンテンツの外部流出とそれに伴う違法複製の防止が法的に担保されれば、権利者が経済的な損失を被るおそれはほとんどないと考えられる。

したがって、記憶装置・媒体内蔵型のデジタル機器の保守・修理を行う者は、一時的に固定した著作物を作業終了後に消去することを条件として、当該機器に保存されている著作物を一時的に固定し、保守・修理後の機器に複製することについて、権利制限規定を設けることが適当であるとの結論を得た。

（３）技術的保護手段の規定の見直しについて

【問題の所在】

現行著作権法では、著作物の複製を技術的に防ぐ手段（コピーコントロール）は、「技術的保護手段」として保護の対象としているが、暗号化等により著作物の視聴等を制限する手段（アクセスコントロール）は、視聴行為そのものが著作権法における権利の対象ではないため、「技術的保護手段」の対象外であると解されている。近年の著作物の違法な複製や流通を防止するための技術の進歩を踏まえ、平成 11（1999）年の著作権法改正により設けられた「技術的保護手段」の規定の見直しについて、検討を行った。

【検討結果】

著作権保護をより強固にするために、コピーコントロールにアクセスコントロールを重畳的に施すような技術の複合化が進められているが、このような技術の複合化によって、直ちに著作権法における「技術的保護手段」の対象外となるとは考えられず、現行著作権法における規制の効果が減少するという事態は生じていないと考えられる。

したがって、現時点では、現行著作権法の技術的保護手段に関する規定を直ちに改正すべきという結論には至らなかったが、今後も技術動向に注視しつつ引き続き慎重に検討し、平成 19（2007）年を目途に結論を得るべきものとした。

デジタル対応に関する検討課題については、デジタル対応ワーキングチームにおける検討の結果について、法制問題小委員会へ報告が行われ、本小委員会の委員から次のような意見が出された。

○本小委員会での意見の概要

デジタル機器の保守・修理時における一時的固定及び複製について、現行法の解釈で認められないのかという意見とともに、権利制限を認めるべきとするデジタル対応ワー

キングチームの検討結果の趣旨に賛成する意見が複数の委員より出された。

また、仮に法改正の必要ありとされた場合、保守・修理時において従来行われてきた一時的固定については「違法」となるが、その法的処理はどうするのかといったことや、権利制限が認められる場合の具体的な条件及び義務（一時固定されたものの廃棄、目的による限定、必要と認められる限度、著作権等の侵害行為及びその情を知っている場合の適用除外等）に関する効果的な法的措置を十分に検討すべきという意見が出された。

なお、デジタル機器の買い換えによる更新についても「やむをえない場合」があり、権利制限の対象として考えるべきではないかという意見や、権利処理を行うべきであるのは、修理を行う者であるか、修理を依頼する者であるか、必ずしも明らかではないのではないかという意見もあった。そのため、その他の事項も含め、デジタル対応ワーキングチームにおいて、引き続き検討することとされた。

また、アクセスコントロールについて、現在、不正競争防止法においてアクセスコントロールを回避する行為については民事的規制が存在するが、その実効性を検証してもなお抑止力として不十分であれば、著作権法において刑事罰を科すことについて検討を行うべきという意見があった。

以上のほか、デジタル対応としては、これまでワーキングチームで議論されてきたもののほか、デジタル対応で現在最も深刻な問題と考えられるインターネットを通じた侵害についても、今後、問題提起等を行っていくべきではないかという意見も出された。

4. 契約・利用について

○契約・利用ワーキングチーム検討報告の概要

(1) 著作権法と契約法の関係について（契約による著作権のオーバーライド）

【問題の所在】

著作権法第2章第3節第5款（第30条以下）に「著作権の制限」が規定されており、私的使用のための複製（第30条）、図書館等における複製（第31条）、引用等の利用（第32条）等が認められているが、これらの制限規定により認められる著作物の利用を禁止又は制限する内容の契約が有効かどうかという問題がある。

【検討結果】

米国や欧州においては一定の検討がなされているものの、我が国において本件に関する本格的な議論がなされていないことから、現段階では、次のような作業を着実に進める必要があり、その過程において、ある特定の類型について契約を無効とする制限規定（強行規定）が必要とされるならば、その旨を立法することで対応すべきである（平成19（2007）年を目途に結論）。

- ①どのような場合にあっては契約を無効とする制限規定があるかどうかの抽出作業を行うこと
- ②契約無効の判断要素に照らして、無効となるべき契約にはどのようなものがあるのか等の検討を行うこと
- ③これらの判断要素を確定させた上で、契約無効に関する立法的対応の必要性について検討を行うこと

(2) 許諾に係る利用方法及び条件の性質（第63条第2項の解釈）

【問題の所在】

著作権者は、他人に対しその著作物の利用を許諾することができ（第63条第1項）、許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、著作物を利用することができる（第63条第2項）とされるが、許諾に係る利用方法及び条件について、①利用許諾契約（ライセンス契約）に定められている全ての条項が該当するのか、②利用許諾契約で定められた条項に反して著作物を利用した場合、ライセンサーは著作権侵害を問われるのか等の問題がある。

【検討結果】

この問題の実質的意味は、「違反すると著作権侵害となる事項」と「違反しても単なる契約違反にしかならない事項」を峻別することであるが、現時点では、立法的解

決を図る必要性に乏しく、解釈論に任せるべき事項である。

（３）著作権の譲渡契約の書面化について

【問題の所在】

著作権は著作権者による任意の移転が可能であり（第６１条１項）、我が国の場合、著作権の移転は、所有権その他の物権の移転の場合と同様、当事者の意思表示のみによって効力を生じる。このように、我が国においては、契約書の作成が契約成立の要件ではないことから、譲渡された権利の範囲がどこまでであったか、また契約が譲渡契約であったかなど、その契約の解釈について紛争になりやすいという問題がある。

【検討結果】

諸外国の立法例をみると著作権の譲渡について書面の作成を要求する例が多いが、我が国において同様の立法することは、譲渡契約一般が要式契約とされていない我が国の法制度の中で、著作権の譲渡契約についてのみ要式契約とするだけの合理的な理由を見いだせない等の法制面の理由、また多様な場面で行われる著作権の譲渡に一律に契約書面を要求するのは適切ではないという実体面の理由から、必ずしも適切であるとはいえない。

なお、今後、仮に我が国において、著作権の譲渡契約を要式化する等した場合にどのような不都合が生じるおそれがあるかについてさらに議論を深める必要がある。

また、国際化の進展に伴い、著作権が国際取引によって譲渡される場合が多くなっているが、国際私法上の問題も検討することが必要である。

（４）一部譲渡における権利の細分化の限界（第６１条第１項の解釈）

【問題の所在】

著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる（第６１条第１項）とされるが、ここでいう「一部」とは、どのような単位を指すのか、利用形態、期間、地域による細分化が認められるのかについて明らかではないという問題がある。

【検討結果】

内容的、時間的制限を付した著作権の一部譲渡は、実務上の必要性があり、国際的にも有効なものとされているので、所有権との対比において、一部譲渡の有効性は問題だとする意見があったとしても、一部譲渡の限界を明確化するだけの立法を直ちに行う必要はない。

ただし、ライセンスの保護及び登録制度の見直しの検討の中で、一部譲渡の問題を再検討する必要がある可能性があり、著作権者が物権的権利を第三者に設定・移転するための制度設計の問題として、専用利用権制度を含む著作物の「利用権」に

係る制度の創設も視野に今後議論されるべきである（平成１９（２００７）年を目途に結論）。

（５）第６１条第２項の存置の必要性について

【問題の所在】

著作権の譲渡契約において、第２７条又は第２８条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は譲渡した者に留保されたものと推定するとされるが（第６１条第２項）、①当該規定の存在が、譲渡契約の解釈について事後に当事者間のトラブルを招く原因になりかねない、②プログラムの著作物の著作権の譲渡については、その利用の実態から当該規定を適用すべきではない、③第２７条及び第２８条に規定する権利のみが譲渡にあたり特掲することが求められていることは、その他の権利と扱いを異にし、制度上もアンバランスになっているのではないかという問題がある。

【検討結果】

あらゆる譲渡契約について、第６１条第２項の推定規定が適用されるのは、適用範囲が広くなりすぎるため、適当ではないなどの理由から、当該規定は廃止の方向で検討すべきであるが、当該規定はあくまで推定規定であること、また廃止する場合には、懸賞小説募集のような約款による著作権譲渡契約について何らかの手当を行う必要があると考えられることから、現状においては、本規定のみを直ちに廃止するための法改正を行う必要性はない。

（６）未知の利用方法に係る契約について

【問題の所在】

著作権者が著作物を第三者に利用させる方法としては、著作権の譲渡と利用許諾があるが、当事者が契約の締結時に予見し得なかった未知の利用方法が、契約の対象に含まれているか否かの問題がある。

【検討結果】

未知の利用方法に関する利用契約の解釈問題については、個別具体的な事案に即して、民法の一般原則を用いて裁判所が合理的な解釈を行うことに委ね、判例の集積を通じて法形成がなされるのが適切であり、少なくとも現時点においては、著作権法に特別な規定を設ける必要はないと考える。

なお、上記のような裁判所による利用契約の解釈等による対応に限界があることが判明した場合には、諸外国の法制で採用されている法的手法を参考にしながら、我が国における利用契約の実態等の把握を踏まえつつ、適切な立法対応の可能性について

検討を行う必要がある。

契約・利用に関する検討課題については、以上のように契約・利用ワーキングチームにおける検討の結果について、法制問題小委員会へ報告が行われ、本小委員会の委員から次のような意見が出された。

○本小委員会での意見の概要

第63条第2項の解釈に関連して、「ライセンス契約違反を理由にした契約の解約」の効果を明確化すべきとの意見があった。

第61条第2項については、自然科学系学会へ提出する論文や教育機関の教材等の実態を留意した上で、同項の存置の必要性について検討すべきという意見のほか、強行規定としないのであれば、本条の推定は特掲しさえすれば破れること、本条項は著作権者保護の規定となっており、作者の保護とは直結しないことから、弱者保護としてもほとんど意味がないため廃止すべきであり、紛争の予防という観点から、本論点の検討は可及的速やかになされるべきという意見があった。

譲渡契約の書面化や未知の利用方法などは、実務的にも重大な問題であるため、引き続き検討すべきであるとの意見があった。なお、未知の利用方法に係る契約について、著作権の場合だけ特別扱いすることは、著作権の財としての価値を低めることにも繋がるため、原則として契約の一般法理に委ねるべきという意見がある一方で、経済力、情報力を十分に持たない作者が不当に不利な契約に縛られないように個別具体的なケースごとに検討すべきであるという意見もあった。

5. 司法救済について

○司法救済ワーキングチーム検討報告の概要

いわゆる「間接侵害」規定の創設の必要性について

【問題の所在】

第112条1項は、「著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、その著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を『侵害する者又は侵害するおそれがある者』に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる」と規定し、差止請求を認めている。

また、第113条は、同条各項に掲げられた一定の行為を、「当該著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす」と規定しているため、当該行為を行った者に対しても第112条1項に基づく差止請求が肯定されることになる。

もっとも、第112条1項における「侵害する者」を定義する規定はない。そのため、どのような者が「侵害する者」に該当するかは必ずしも明らかであるとは言い難く、第113条各項に規定がある一方で、物理的な利用行為の主体以外の者に対して差止請求を肯定できるかどうかは、現行著作権法上、必ずしも明確でない。

そのため、物理的な利用行為の主体以外の者に対しても差止請求を肯定すべきかどうか、肯定するとすればその相手方となる主体はどのような者とすべきか、そして、そのことを明示する立法的対応が必要かどうか、立法的対応が必要であるとすればどのような立法的対応を行うべきか、といった点が問題となる。

【検討結果】

主要な裁判例につき分析検討を加える裁判例からのアプローチ、外国法との比較検討を行う外国法からのアプローチ、間接侵害規定を有している特許法につき分析を加える特許法からのアプローチにより検討を行ってきたが、差止請求権と損害賠償請求権との関係や刑事法との関係といった、一般法上の論点も本格的に視野に入れる必要のある複雑困難な論点であり、検討期間が非常に短いものであったため、本格的な検討は始まったばかりという状況である。

これまでの検討では、特許法第101条第1号・第3号に対応するような間接侵害の規定を著作権法にも何らかの形で盛り込むという基本的方向性については特に異論はなかったが、それを超えるような規定の導入の可否の点については、比較法的検討を含めた総合的研究を踏まえた上で、更に検討を継続し、平成19（2007）年を目途に結論を得るべきとされた。

司法救済に関する検討課題については、以上のように司法救済ワーキングチームにおける検討の結果について、法制問題小委員会へ報告が行われ、本小委員会の委員から次のような意見が出された。

○本小委員会での意見の概要

第112条において、誰に対してどういう理屈で差止請求権が認められるのかということについては、最高裁の判例もあるが、理論的な整合性をもって法律構成がしにくい状況にあるので、十分かつ迅速に検討していただきたいとの意見があった。

また、物理的利用行為の主体以外の者について、権利侵害を理由に差止請求を行い得る範囲の拡大については、侵害と非侵害の双方から、差止請求を行い得る条件等について慎重な検討を行うべきという意見や、また、差止請求が認められる際に、損害賠償については責任を制限する必要性が認められる場合の有無についても検討しておくべきではないか、という意見もあった。

また、ネット上で著作権侵害を行う者にサービスを提供する者について、著作権侵害の教唆、幫助ではなく、「侵害している者」と考えるべきという意見があった。

6. 裁定制度の在り方について

○契約・流通小委員会検討報告の概要

(1) 基本的な考え方（検討の進め方）

我が国の「裁定制度」は特別の場合に権利者に代わって文化庁長官が利用の許諾を与えるという制度であり、これは国際著作権関係条約の「強制許諾（Compulsory License：特定の場合に、事前に権限ある機関又は著作者団体に申請し、当該機関・団体が許諾を与えることで、著作物等を利用することができる制度）」に位置付けられるものであることから、主に我が国著作権法上の強制許諾制度に限定して検討したものである。

「裁定制度」については、次の5点について検討を行った。

- 著作権者不明等の場合の裁定制度（第67条）
- 著作物を放送する場合の裁定制度（第68条）
- 商業用レコードへの録音等に関する裁定制度（第69条）
- 翻訳権の7年強制許諾（万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律第5条）
- 新たな裁定制度の創設について（実演家の権利に関する裁定制度）

(2) 著作権者不明等の場合の裁定制度（第67条）

【現行制度】

著作権者不明等の理由により、相当な努力を払っても、著作権者に連絡できないときに、文化庁長官の裁定により、補償金を供託し、著作物の適法な利用を可能とする制度である。

補償金については、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額であり、額の決定については、文化審議会に諮問しなければならない（第71条）。

なお、裁定を受けて作成した著作物の複製物には、裁定に基づく著作物である旨及び裁定のあった年月日を表示しなければならない（第67条第2項）。

【検討結果】

当該制度については、貴重な著作物を死蔵化せず、世の中に提供し活用させるために有効なものであり、制度は存続すべきである。ただし、制度の存続に異論はないも

の、制度を有効に活用するためには、制度面や手続面での改善を行う必要があるとの意見があった。

① 特定機関による裁定の実施

裁定制度を簡便化するため、例えば、氏名表示が無い写真や著作物の複写等のように頻繁な利用ではあるが、小規模な利用分野において、特定の機関に裁定の権限を委ねるような仕組みを求める意見があった。

これについては、例えば現行制度においても、著作権に関する登録業務を民間の指定登録機関に実施させる仕組みはあるものの（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第5条）、裁定のように他人の私権を制限し、他人に代って利用者に許諾を与えるような業務について民間の指定機関に運用を任せるといったような制度設計は難しいところであり、慎重に検討すべき課題だと考える。

② 著作権の制限規定での対応

一旦許諾を受けて利用したものの限定的な再利用（例えばデータベース化）等特別な場合については、裁定制度ではなく、著作権の制限規定で対応すべきという意見があった。

これについては、現行の著作権制度においても、たとえ著作権者が不明等の著作物であっても、例えば私的使用（第30条）、教育目的の利用（第33条、第35条等）、図書館等における利用（第31条）、障害者の福祉の増進のための利用（第37条等）等の著作権の制限規定に該当する場合には、著作権者の許諾なしに利用できるのはいうまでもない。

しかしながら、例えば、著作物の再利用に限定するとはいえ、商業目的の利用も認める著作権の制限規定を新たに創設することは、国際著作権関係条約や制限規定の趣旨に照らし問題が多いと思われるので、慎重な検討を行う必要がある。

なお、現行制度の枠組では、このような結論はやむを得ないと考えられるが、インターネット時代における著作物の利用促進という面から、将来的には制限規定の導入を積極的に考えた方がよいという意見があった。

③ 手続面の問題

手続面の改善であるが、この裁定の手続については、厳格すぎて利用しづらいという意見があり、政府の「知的財産推進計画 2004」においてもその見直し等が求められたところである。これについては、文化庁で見直しを行い、不明な著作権者を捜す

ための調査方法を整理した上で、従来新聞広告等を要求していた一般や関係者の協力要請については、インターネットのホームページへの広告掲載でも可とするとともに、併せて、（社）著作権情報センター（CRIC）では、不明な著作権者を捜す窓口ホームページを開設したところである。なお、裁定の手續については、「著作物利用の裁定申請の手引き」を作成し文化庁ホームページで公開している（www.bunka.go.jp/1tyosaku/c-1/index.html）。

この裁定制度の手續の見直しにより、利用者に求められる調査の方法が明確になり、また従来に比べて調査にかかる事務的又は経済的負担も軽減されたと考える。

なお、個人情報保護法に関連し、不明な著作権者を捜す作業の困難さを懸念する意見もあったが、このことを理由として、著作物を利用しようとする者が通常行うであろう調査方法に足りない方法でよいとすることはできず、例えばインターネット上の尋ね人欄に掲載しただけで調査を尽くしたとすることは難しいと考える。

ただし、CRICの事例のような著作権者を捜すための手段を提供してくれる仕組みの創設、専門家や問い合わせ先の団体を紹介してくれる窓口等の充実、調査を代行してくれる団体等の設置等により利用者の事務的負担の軽減が図れると思われる。

④ その他（著作物を裁定で利用した旨の表示）

第67条第2項では、裁定を受け作成した著作物の複製物に、裁定で作成した複製物である旨等の表示を義務付けている。最近では著作物のデータベース化にかかる裁定の申請が増えているが、送信された著作物が裁定で利用された旨を周知させるために、当該著作物の画面表示やプリンターで印刷した際にその旨の表示がされるよう、文化庁は制度の運用を考慮する必要がある。

（３）著作物を放送する場合の裁定制度（第68条）

【現行制度】

公表された著作物について、放送事業者が著作権者に協議を求めたが、その協議が成立しない又はその協議をすることができないときは、文化庁長官の裁定により、補償金を支払って（又は供託して）著作物の適法な放送を可能とする制度である。

なお、著作権者がその著作物の放送の許諾を与えないことについてやむを得ない事情があるときには、裁定をしてはならないことになっている（第70条第4項第2号）。また、裁定に基づき放送される著作物について、有線放送、受信装置を用いた公の伝達が可能となる。ただし、この場合、有線放送又は伝達を行うものは、通常の使用料の額に相当する額の補償金を支払わなければならない（第68条2項）。補償金の額の算定については、著作権者不明等の場合の裁定の場合と同様である（第71条）。

【検討結果】

この裁定制度は、旧著作権法の時代の昭和6年に創設され、現行法の制定の際にその存続について検討されたが、放送の公共性を考慮し、著作権者の権利濫用に対処するための制度として、制度が維持されたものである。

この制度は、現行法の制定以来35年経ったが、裁定の実績はない。これは、著作物の放送上の利用について、一般に、著作権者や著作権等管理事業者との契約で対応できていること、また現行法の引用（第32条）、政治上の演説等の利用（第35条）、時事の事件の報道のための利用（第41条）等の著作権の制限規定の適用により利用できる場合も多いこと等から、著作権者との協議不成立等の場合に裁定制度を利用してまで放送しなければならない場合がなかったこと等が原因と考えられる。

したがって、この制度については制度が利用されていないことを理由に廃止を考慮すべきであるとの考え方もあるが、公共性の強い放送において、著作物を公衆に伝える最後の手段として制度の存続を望む意見も強いことから、あえて制度を廃止する必要はないものと考えられる。

なお、民間放送事業者が全国放送を行うためには、キー局と多数のネット局が同一の裁定の申請をしなければならないという指摘があったが、例えばキー局が全ネット局の代理人としてまとめて申請を行えば足りるので、特に問題はないと考えられる。

（４）商業用レコードへの録音等に関する裁定制度（第69条）

【現行制度】

商業用レコード（音楽CD等）が国内において発売され、かつその発売日から3年が経過した場合において、そこに録音された音楽の著作物を録音して、他の商業用レコードを作成することについて、その著作権者に協議を求めたが、その協議が成立しない又はその協議ができないときは、文化庁長官の裁定により、補償金を支払い（又は供託して）録音又は譲渡による公衆への提供を可能とする制度である。なお、補償金の額の算定については、著作権者不明等の利用の裁定の場合と同様である（第71条）。

【検討結果】

この裁定制度については、現行法制定時に当該制度を設けたことにより、レコード会社と作詞家、作曲家の専属契約の慣行が見直され、著作物の利用が促進されることになった。

また、この制度は対象が商業レコードに録音された著作物の録音等に限定されているが、当該制度の波及的効果と思われることとして、ビデオ等の映像ソフトに関しても専属契約等による弊害の事例が生じてないことから、この制度の制定は、著作物の円滑な利用に貢献しているものと考えられる。

このようなことから、この制度の利用実績はないが、引き続き専属契約による弊害の改善を図り、現行法制定当時の状況に後戻りしないためにも、一定の利用秩序の形

成に貢献しているこの制度をあえて廃止する必要はないものと考えられる。

（５）翻訳権の７年強制許諾（万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律第５条）

【現行制度】

我が国が、万国著作権条約に基づき、保護義務を負っている著作物の利用にのみ適用がある制度である。具体的には、文書が最初に発行された年の翌年から、７年の間に、権利者の許諾を得て、日本語による翻訳物が発行されていない場合又は発行されたが絶版になっている場合で、①翻訳権を有する者に対し、翻訳し、翻訳物を発行することの許諾を求めたが拒否されたとき、又は②相当な努力を支払ったが、翻訳権を有する者と連絡することができなかったときは、文化庁長官から許可を受けて、公正なかつ国際慣行に合致した額の補償金を払うこと（又は供託）を条件に、日本語により翻訳し発行できることになっている。

なお、補償金額の算定については、著作権者不明等の利用の裁定の場合と同様である。

また、上記②の場合については、原著作物の発行者の氏名が掲げられているときはその発行者に対し、及び翻訳権を有する者の国籍が判明しているときはその翻訳権を有する者が国籍を有する国の外交代表又は領事代表又はその国の政府が指定する機関に対し、申請書の写を送付し、かつ、これを送付した旨を文化庁長官に届出なければならないことになっている。

【検討結果】

万国著作権条約が適用される国は現在ではごくわずかであり、この制度が使われる可能性はあまりないと考えられるものの、対象国がある限りにおいては適用される可能性は皆無ではないことから、直ちに廃止する理由はないと考えられる。

（６）新たな裁定制度の創設について（実演家の権利に関する裁定制度）

【現行制度】

放送事業者が制作する放送番組については、近年、二次利用の要望が強いものの、通常、番組を制作する際に俳優等の実演家から録音・録画の許諾を得ていないことから、当該番組を二次利用する際は改めて実演家の許諾が必要となる。

この場合、古い番組については出演していた実演家を探すことが非常に困難な場合があり、二次利用できないケースがあることから、権利者不明時等の裁定制度に準じた裁定制度の創設を求める意見がある。

【検討結果】

我が国が加盟している実演家等保護条約では、強制許諾については、条約に根拠の

あるごく限られた特別な場合には認められるが、それ以外は認められていないところである（実演家等保護条約第15条第2項ただし書）。また、実演及びレコードに関する世界知的著作権機関条約においても、実演等に関する制限及び例外について、著作権保護について国内法令に定めるものと同じ種類の制限又は例外を定めることができる規定になっているものの、実演家等保護条約の締約国については、同条約の義務を免れないこととされている（実演家等保護条約第16条、第1条（1））。

このようなことから、裁定制度を、実演の利用について創設することは、国際条約との関係で整理すべき問題点が多いと考えられ、慎重に検討する必要があると考えられる。

裁定制度の在り方については、契約・流通小委員会における検討の結果について、以上のように、法制問題小委員会へ報告が行われ、本小委員会の委員から次のような意見が出された。

○本小委員会での意見の概要

情報化時代において、著作物は可能な限り利用される方向で見直すべきであり、特に著作者不明の場合の裁定制度は、より利用しやすいシステムを模索し、より一層具体化に努めるべきであるとの意見があった。

「（３）著作物を放送する場合の裁定制度」について、現在全く使われていないため、議論の実益は少ないが、ブロードバンド時代、あるいは仮に将来的に、インターネット放送が著作権法上の放送となる時代がくると、果たして現在のように、公益上の理由から放送局にこのような特権を与えて良いかという議論が起きるであろうという意見があった。

(参 考)

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会審議経過

- 平成17年2月28日 第1回 ・ワーキングチームの設置等
・今期の検討事項の決定
- 3月30日 第2回 ・権利制限の見直し〔1〕
(要望者等ヒアリング・質疑応答)
・各ワーキングチームからの報告
(ワーキングチーム員及び第6回までに検討すべき事項)
- 4月28日 第3回 ・権利制限の見直し〔2〕
(要望者等ヒアリング・質疑応答)
・私的録音録画補償金の見直し〔1〕
(要望者等ヒアリング・質疑応答)
- 5月27日 第4回 ・権利制限の見直し〔3〕
・各ワーキングチームからの中間報告
- 6月30日 第5回 ・私的録音録画補償金の見直し〔2〕
- 7月28日 第6回 ・私的録音録画補償金の見直し〔3〕
・各ワーキングチームからの検討結果報告
- 8月25日 第7回 ・「審議の経過(案)」の検討

文化審議会著作権分科会各小委員会委員名簿（平成１７年８月現在）

○法制問題小委員会

	石 井 紫 郎	東京大学名誉教授
	市 川 正 巳	東京地方裁判所判事
	大 淵 哲 也	東京大学教授
	加藤 さゆり	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
	小 泉 直 樹	慶應義塾大学教授
	里中 満智子	漫画家
	潮 見 佳 男	京都大学教授
	末 吉 亙	弁護士
	茶 園 成 樹	大阪大学教授
主査代理	土 肥 一 史	一橋大学教授
	苗 村 憲 司	情報セキュリティ大学院大学教授
	中村 伊知哉	スタンフォード日本センター研究所長
主 査	中 山 信 弘	東京大学教授
	浜 野 保 樹	東京大学教授
	前 田 哲 男	弁護士
	松 田 政 行	弁護士，弁理士，青山学院大学教授
	村 上 政 博	一橋大学教授
	森 田 宏 樹	東京大学教授
	山 地 克 郎	（財）ソフトウェア情報センター専務理事
	山 本 隆 司	弁護士

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 各ワーキングチーム名簿

○デジタル対応ワーキングチーム

	児玉 昭義	(社)日本映像ソフト協会専務理事・事務局長
	島並 良	神戸大学助教授
座長代理	末吉 亙	弁護士
座 長	茶園 成樹	大阪大学教授
	光主 清範	(株)東芝 知的財産部デジタル著作権担当部長
	山地 克郎	(財)ソフトウェア情報センター専務理事

○契約・利用ワーキングチーム

	金子 敏哉	東京大学博士課程
	小島 立	九州大学助教授
	菅原 瑞夫	(社)日本音楽著作権協会常任理事
	外川 英明	中央大学教授
座 長	土肥 一史	一橋大学教授
座長代理	前田 哲男	弁護士
	森田 宏樹	東京大学教授

○司法救済ワーキングチーム

	上野 達弘	立教大学助教授
座 長	大淵 哲也	東京大学教授
	前田 陽一	上智大学教授
座長代理	山本 隆司	弁護士
	横山 久芳	学習院大学助教授

○契約・流通小委員会委員名簿

	荒 川 祐 二	(株) ジャパン・ライツ・クリアランス代表取締役
	池 田 朋 之	(社) 日本民間放送連盟知的所有権対策委員会 IPR 専門部会 コンテンツ制度部会主査
	石 井 亮 平	日本放送協会マルチメディア局著作権センター担当部長
	上 原 伸 一	朝日放送 (株) 東京支社総務部専任部長
	金 原 優	(社) 日本書籍出版協会副理事長
	児 玉 昭 義	(社) 日本映像ソフト協会専務理事・事務局長
	駒 井 勝	(社) 音楽出版社協会専務理事
	佐々木 隆一	(株) ミュージック・ドット・ジェイピー取締役会長
	椎 名 和 夫	(社) 日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター 運営委員
	菅 原 瑞 夫	(社) 日本音楽著作権協会常任理事
	瀬 尾 太 一	有限責任中間法人日本写真著作権協会常務理事
	関 口 和 一	(株) 日本経済新聞社編集委員兼論説委員
	寺 島 アキ子	(協) 日本脚本家連盟常務理事
主 査	土 肥 一 史	一橋大学教授
	生 野 秀 年	(社) 日本レコード協会専務理事
	松 田 政 行	弁護士，弁理士，青山学院大学教授
	三 田 誠 広	(社) 日本文芸家協会常務理事・知的所有権委員会委員長
	村 上 政 博	一橋大学教授
主査代理	森 田 宏 樹	東京大学教授
	山 本 隆 司	弁護士

「著作権法に関する今後の検討課題」(抄)
(平成17年1月24日文化審議会著作権分科会)

I 著作権法に関する今後の検討課題

1. 基本問題 (法制問題小委員会において検討)

(1) 私的録音録画補償金の見直し

- ①ハードディスク内蔵型録音機器等について、政令による追加指定に関して、実態を踏まえて検討する。
- ②現在対象となっていない、パソコン内蔵・外付けのハードディスクドライブ、データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体の取扱いに関して、実態を踏まえて検討する。
- ③現行の対象機器・記録媒体の政令による個別指定という方式に関して、法技術的観点等から見直しが可能かどうか検討する。

(2) 権利制限の見直し

- ①特許庁が特許出願に対して拒絶理由通知で引用した文献の複製、薬事行政に従って厚生労働省や医療機関に対する情報提供義務を果たすためになされる学術文献の複製等、行政手続等のための利用に係る権利制限の拡大に関して検討する。
- ②図書館関係、学校教育関係及び福祉関係の権利制限の拡大に関して検討するとともに、これらの権利制限規定により認められる利用の範囲の明確化についても検討する。
- ③規律の明確性を確保しつつ、対応の迅速性・柔軟性を備える法制を目指して、例えば、学校教育関係や福祉関係など、権利制限のうち適当な事項を、政令等へ委任することに関して検討する。

2. デジタル対応

(ワーキングチームにおける検討を踏まえ、法制問題小委員会において検討)

(1) デジタル化時代に対応した権利制限の見直し

- キャッシング等通信過程の効率化を目的とする複製、機器内で不可避免的に生じる一時的な蓄積(複製)、機器の保守・修理に伴う複製等について、権利制限を拡大することに関して検討する。

(2) 技術的保護手段の規定の見直し

- 著作物の流通の変化に伴う、権利保護技術の多様化を踏まえて、技術的保護手段の規定の見直しを検討する。

3. 契約・利用

(ワーキングチームにおける検討を踏まえ、法制問題小委員会において検討)

(2) 契約規定全般の見直し

- ① 権利制限規定と契約との優先関係等、著作権法と契約法との関係性に関して整理・検討する。
- ② 我が国の著作権法には契約に関する規定が少ない状況であるところ、私的自治を尊重しつつ、契約に係る所要の規定の整備を検討する。

4. 司法救済

(ワーキングチームにおける検討を踏まえ、法制問題小委員会において検討)

(1) 間接侵害

- 著作権法には、特許法等と異なり、間接侵害規定が設けられていないところ、これまで司法救済制度小委員会で行われてきた検討の成果を基に、他の知的財産権法との整合性の観点も踏まえて、間接侵害規定を創設することに関して検討する。

(備考)

2. 裁定制度の在り方に関しては、法制問題小委員会における検討に先立ち、契約・流通小委員会において、著作物の利用を促進する観点から、権利者の保護の観点にも留意しつつ検討を行うことが適当である。